

杉並区職員措置請求監査結果

(杉並区議会議員選挙における選挙公報の発行
及び配布の予算執行に関する住民監査請求)

令和6年5月

杉 並 区 監 査 委 員

目 次

第1	請求の概要と受理	
1	請求人	1
2	請求書の提出	2
3	請求の概要	2
4	請求の受理	4
5	個別外部監査契約に基づく監査の適否	4
第2	監査の実施	
1	証拠の提出及び陳述の実施	6
2	監査対象事項	6
3	対象部局とその抗弁要旨	6
第3	監査の結果	
1	結 論	9
2	関係法令等の規定	9
3	令和5年区議選における選挙公報の発行及び配布に関する主な経緯等	13
4	判 断	15
<別紙>		
1	職員措置請求書等	
1-1	職員措置請求書及び事実証明書	1
1-2	追加の証拠	30
2	選挙管理委員会の抗弁書	53
<資料>		
1	公職選挙法（抄）	59
2	杉並区議会議員及び杉並区長の選挙における選挙公報の発行に関する条例	62
3	杉並区選挙執行規程（抄）	64
4	杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例	66

【注】 請求人の氏名は仮名（A、B等）で表示し、その住所等の記載は省略した。

第1 請求の概要と受理

1 請求人

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

2 請求書の提出

令和6年4月5日

3 請求の概要

請求人が提出した杉並区職員措置請求書並びに事実証明書及び甲第1号から甲第8号までは別紙1-1のとおりであり、措置請求の概要は次のとおりである。

<請求の要旨>

(1) 対象者

- ア 杉並区選挙管理委員会委員長及び各委員（以下「委員長等」という。）
- イ 杉並区選挙管理委員会事務局長（以下「事務局長」という。） 石田幸男
- ウ 杉並区長（以下「区長」という。） 岸本聡子

(2) 財務会計上の行為

令和5年度杉並区予算の2款総務費、3項選挙費のうち、令和5年4月23日執行の杉並区議会議員選挙（以下「令和5年区議選」という。）における選挙公報発行経費の執行行為

(3) 上記執行の違法かつ不当の理由

ア 令和5年4月に、杉並区議会議員及び杉並区長の選挙における選挙公報の発行に関する条例（昭和54年杉並区条例第2号。以下「選挙公報条例」という。）第4条（選挙公報における品位保持）に違反する「絵と文字の一体的表現」（以下、請求人の主張において「差別助長表現」という。）を掲載した令和5年区議選の選挙公報（以下「当該選挙公報」という。）を発行したことは、条例違反である。また、当該選挙公報を杉並区内に全戸配布し、選挙公報の保持すべき品位を失墜させたことは不当である。

イ 委員長等は、杉並区選挙執行規程（平成16年杉並区選挙管理委員会告示第11号。以下「選挙執行規程」という。）第79条に反し、選挙公報における品位保持の規定に係る責務を果たさず、令和5年区議選の候補者田中裕太郎（以下「当該候補者」という。）が申請した選挙公報原稿が選挙公報条例第4条に合致しているかの確認を怠り、個人の尊厳と名誉を傷つける差別助長表現の訂正を当該候補者に求めず、当該選挙公報に掲載して発行した。このことは、選挙執行規程違反であり、全戸配布を執行したことは不当である。同趣旨の規定は、東京都選挙執行規程第56条第1項及び第2項にも定められており、選挙執行規程第79条に違反した選挙公報発行経費の支出は不当である。

ウ 委員長等及び事務局長が、令和5年4月1日に施行された杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例（令和5年杉並区条例第12号。以下「性の多様性尊重条例」という。）第3条及び第

4条に違反した差別助長表現を掲載した当該選挙公報を発行したことは条例違反である。また、当該選挙公報を全戸配布し、個人の尊厳、基本的人権を著しく侵害し、性の多様性の尊重に反する差別観を助長して杉並区民（以下「区民」という。）の平穏な生活の確保を妨げたことは違法かつ不当である。

エ 委員長等及び事務局長並びに区長による令和5年区議選の選挙公報発行経費の執行は、憲法第99条で定められた憲法を尊重し擁護する公務員の義務に反し、違法である。

（4）杉並区政（以下「区政」という。）における損害の発生

ア 杉並区（以下「区」という。）は、令和5年4月1日に、性の多様性尊重条例を施行し、区民及び事業者に条例の理念と責務の周知に努め、条例の目的達成を図っていた。同時期に執行された当該選挙公報の発行と全戸配布は、同条例第3条及び第4条に違反する行為である。甲第2号の当該候補者の選挙公報の中の甲第1号の差別助長表現は、性の多様性の尊重の促進を逆行させる差別と偏見を区民に広め、区政全般への信頼と選挙遂行への信頼をも損ねた。選挙公報発行経費の執行は、区政全般の事業遂行に多大の損害を発生させたことは明らかである。

イ 令和5年度の総務費、3項選挙費の「区議会議員選挙」のうち、選挙公報発行経費の執行は、区が令和5年1月27日付けで、印刷製本請負契約を締結し、同年6月6日に304万6,648円を請求された支出である。当該選挙公報は、35万6,000部発行された。この部数は、区民の18歳以上の有権者の投票者数にも匹敵し、当該選挙公報は、有権者にとって重要な情報であることから、差別助長表現が選挙行動に与えた影響は計り知れない。差別助長表現を掲載して発行したことは、性の多様性尊重条例に反し、区の予算執行による選挙遂行で差別と偏見を広めたことに他ならない。人権の侵害を回復するために負うべき区の責務は、金銭で表せないほどに膨大である。

（5）措置の請求

ア 委員長等は、選挙執行規程第79条及び性の多様性尊重条例に違反した当該選挙公報を発行し、全戸配布して区民に性の多様性の尊重に対する偏見と差別観を助長し、個人の尊厳を侵害し、区民の平穏な生活の確保を著しく妨げたことを、区民に謝罪し、しかるべき責任をとること。

イ 事務局長は、候補者から申請された原稿を「選挙公報掲載文及び掲載写真チェックリスト」に定められたチェックポイント事項である「選挙公報としての品位を損なう文言が掲載されていないことを確認する」ことを怠り、選挙公報条例第4条及び法務省人権擁護局調査救済課補佐官から発出された平成31年3月12日付け事務連絡「選挙運動、政治活動等として行われる不当な差別的言動への対応について」（以下「法務省事務連絡」という。）で留意すべき不当な差別的言動を禁止せず、品位を損なう差別助長表現を選挙公報に掲載した要因を究明し、区民に説明して謝罪し、しかるべき責任をとること。

ウ 委員長等及び事務局長は、選挙公報に選挙公報条例第4条を明記し、候補者に選挙執行規程第79条の選挙公報の品位保持規定並びに性の多様性尊重条例第3条及び第4条の実行を義務付け、基本的人権と個人の尊厳を保障する選挙公報の発行を行い、憲法を遵守して公正な選挙を実施すること。

エ 区長は、性の多様性尊重条例第1条の「性の多様性が尊重される地域社会の実現を図り、性を理由とする差別等の禁止に努め、全ての区民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現する」施策を実施する責務（第5条）を負っている。選挙公報発行経費を含めた全予算執行において、同条例第3条及び第4条に違反する予算執行を防止し、同条例第8条を徹底するための職員の研修と人権擁護組織の充実を図ること。

<個別外部監査契約に基づく監査の要求>

地方自治法第252条の43第1項の規定により、本件監査請求は、杉並区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を対象とすることから、監査委員は現職区議会議員でなく、個別外部監査契約に基づく監査によることを要求する。

4 請求の受理

本件監査請求については、令和6年4月15日の監査委員会議において、監査委員4名（池田美英監査委員、三浦邦仁監査委員、内山忠明監査委員及び小林ゆみ監査委員）の合議により、地方自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、受理することに決定し、請求人には、同年4月16日付けの文書によりこの旨を通知した。

なお、同年5月22日付けで小林ゆみ監査委員が退任し、同年5月23日付けで藤本なおや監査委員が就任した。

5 個別外部監査契約に基づく監査の適否

請求人は、地方自治法第252条の43第1項の規定に基づき、個別外部監査契約に基づく監査を求めていることから、令和6年4月15日の監査委員会議において、その適否について審査を行った。

請求人は、本件監査請求の対象が委員会であることを理由に、監査委員による監査に代えて、個別外部監査契約に基づく監査によることを求めているが、本件監査請求は、選挙公報の発行等の適法性に関するものであり、特殊専門的な視点が必要なものではなく、その違法性・不当性の有無については、監査委員が監査することができるものと認められる。また、杉並区監査委員には、議員選出の監査委員1名が含まれているが、当該委員は、本件監査請求に直接の利害関係を有しておらず、地方自治法第199条の2に規定する除斥事由に該当するとは認められない。

したがって、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるとは認められないことから、監査委員による監査を実施することに決定した。

なお、請求人には、令和6年4月16日付けで、本件監査請求については、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるとは認められないと判断した旨を通知した。

第2 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述の実施

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

令和6年4月30日に、請求人から、追加の証拠として、第二事実証明書並びに甲第9号及び甲第10号と第三事実証明書及び甲第11号（別紙1-2）が提出された。

また、同日に、請求人5名（代読の1名を含む。）から本件監査請求に関する陳述が行われた。

2 監査対象事項

請求人は、委員会が当該選挙公報を発行したことは選挙公報条例等に違反し、当該選挙公報の発行経費の予算執行が違法かつ不当であると主張していることから、その違法性又は不当性の有無について、監査を実施することとした。

3 対象部局とその抗弁要旨

杉並区選挙管理委員会事務局を本件監査の対象部局とし、抗弁書の提出を求め、令和6年5月1日付けで委員会の抗弁書（別紙2）の提出を受けるとともに、同年5月8日にその説明を聴取した。

委員会の抗弁書には、①選挙公報条例等の規定内容、②令和5年区議選における選挙公報の発行と配布の予算執行、③本件監査請求に関する委員会の見解及び④請求人の主張への反論について、それぞれ記載されている。

「本件監査請求に関する委員会の見解」及び「請求人の主張への反論」の内容は、以下のとおりである。

（1）本件監査請求に関する委員会の見解

ア 選挙公報に掲載する原稿の表現規制に対する考え方

憲法第21条第1項は「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」と規定しており、これには事前抑制の禁止が含まれると考えられる。判例においても「表現行為に対する事前抑制は、表現の自由を保障し検閲を禁止する憲法21条の趣旨に照らし、厳格かつ明確な要件のもとにおいてのみ許容されうるものといわなければならない。」（北方ジャーナル事件（最大判昭和61年6月11日））とされている。

選挙公報条例第5条では、公職選挙法第169条第3項と同様に、選挙公報の掲載文については「原文のまま」掲載すると規定しているが、これは候補者の思想信条や主義・主張、有権者に伝える手続を確保するためのもので、公権力からの不当な干渉を排除する意味合いを持つと解される。

したがって、候補者から提出された選挙公報の原稿については原則として、原文のまま印刷し発行する手続をとっており、本件において原文のまま掲載

したことに違法性は存在しない。

選挙執行規程第79条は、「委員会は、選挙公報条例第4条（選挙公報における品位保持）の規定に係る文言があると認めた場合は、候補者に対して、当該文言の訂正を求めることができる。」と規定しているが、選挙公報の掲載内容については、明らかな法令違反となるものであれば、当該法令による規制がありうるどころ、そのような内容でない限りは、原則として選挙運動の自由が尊重され、この規定により、選挙公報掲載申請を行った候補者に対して訂正を求めることはできない。委員会による候補者への訂正要求は、選挙運動に対する選挙干渉であると受け取られかねず、この観点からも事前規制になりかねない訂正を要求することには抑制的であるべきだと解する。

このような法令の趣旨は、戦前・戦中期における我が国での公権力による言論弾圧・粛清事件や思想統制政策への反省に立脚するもので、現行憲法体系下での表現規制には厳格な要件が求められていることから、委員会においても規制は抑制的に行われるものであると理解する。

イ 選挙公報の発行及び配布について

選挙公報の発行の手續について何ら違法・不当な点がないため、区の契約及び支出に関する規定に基づき適正に予算執行を行ったものである。

(2) 請求人の主張への反論

ア 請求人は、「絵と文字の一体的表現」（以下「イラスト表現」という。甲第1号）を掲載した「杉並区議会議員選挙 選挙公報」を発行したことは選挙公報条例及び性の多様性尊重条例に違反する差別助長表現である旨主張するが、具体的にいかなる点がこれらの条例に違反するかが明らかでない。

当該候補者は、選挙公報において「女性スペースに男を入れるな！「性自認条例」を改廃し女性の人権を守る」との主張と併せてイラスト表現を載せており、これは、選挙公報条例第4条にある「選挙公報における品位保持」に明らかに違反しているものとはいえず、同条例第5条第1項に従い発行したもので、請求人の主張する違反には当たらない。

イ 請求人は、委員長等が選挙公報条例第4条の規定による責務を果たしていない旨主張するが、同条で規定する品位保持については、選挙公報条例第3条及び第5条第1項の規定により選挙公報原稿の掲載を申請した候補者がその責を負うもので、請求人の主張は当たらない。また、請求人は、委員長等が選挙公報条例第4条に規定する「選挙公報における品位保持」にイラスト表現が合致しているかの確認を怠り、個人の尊厳と名誉を傷つける差別助長表現の訂正を当該候補者に求めずに選挙公報に掲載したことは選挙執行規程第79条に違反し、選挙公報発行経費の不当な支出であると主張するが、選挙公報の申請書類については事前審査の段階からチェック表を用いて丁寧な確認作業を行っている。

こうしたことから、本件においては、請求人が主張する差別助長表現を人権侵害と捉えるとしても、人権侵害とは「①特定の者に対して、②その有する人権を侵害する行為であり、③司法手続においても違法と評価される行

為」と見なされ、イラスト表現は、当該候補者の「性自認条例」を改正又は廃止するという主張と併せて載せられたものであり、少なくとも特定の個人に対してその尊厳と名誉を傷つけるものとはいえないため、当該選挙公報への掲載を行ったものである。

ウ 請求人は、今回の選挙公報発行経費の執行は、憲法第99条違反であると主張している。その趣旨は明らかでないが、本件に違法・不当な点はなく、憲法第99条に違反するものでもないため、選挙公報発行経費の不当な支出であるとの請求人の主張は当たらない。

エ 区政における損害の発生について

請求人は差別助長表現が選挙行動に与えた影響は計り知れないと主張するが、具体的な内容は示されていない。

いずれにしても、当該選挙公報の発行に違法・不当な点はなく、区政における損害を発生させたということとはできない。

以上のとおり、委員会は、選挙公報条例及び選挙執行規程に基づき適正な手続を経て予算執行を行っており、また、当該候補者に係る選挙公報は、特定の個人の人権を侵害したものではなく、令和5年区議選における選挙公報の発行及び配布の予算執行に違法・不当な点はないため、委員長等及事務局長は、区民に対し謝罪や執行額の返還を含む責任を負うものではないことは明らかであり、請求人の主張は全て当たらないものと主張する。

ただし、請求人が主張する「基本的人権と個人の尊厳を保障する選挙公報の発行を行い、憲法を遵守して公正な選挙を実施すること」の部分については同意し、引き続き適正な選挙の執行に努めていく。

第3 監査の結果

1 結 論

本件監査請求については、令和6年5月28日に監査委員4名（池田美英監査委員、三浦邦仁監査委員、内山忠明監査委員及び藤本なおや監査委員）の合議により、次のように決定した。

本件監査請求については、理由がないと認められるので、これを棄却する。

2 関係法令等の規定

本件監査請求に関係する主な規定は、以下のとおりである。

(1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）（資料1）

（政見放送における品位の保持）

第150条の2 公職の候補者、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等及び参議院名簿届出政党等は、その責任を自覚し、前条第1項又は第3項に規定する放送（以下「政見放送」という。）をするに当たっては、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも政見放送としての品位を損なう言動をしてはならない。

（掲載文の申請）

第168条 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙において公職の候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、その掲載文（衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては、その掲載文及び写真。次条第1項において同じ。）を添付し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から2日間（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日）に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）に、文書で申請しなければならない。

2及び3 略

4 前3項の掲載文については、第150条の2の規定を準用する。

（選挙公報の発行手続）

第169条 参議院合同選挙区選挙について前条第1項の申請があつたときは、参議院合同選挙区選挙管理委員会は、その掲載文の写しをその選挙の期日前11日までに、合同選挙区都道府県の選挙管理委員会に送付しなければならない。

2 衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙について前条第2項又は第3項の申請があつたときは、中央選挙管理会は、その掲載文の写しを衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつてはその選挙の期日前9日までに、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつてはそ

の選挙の期日前 11 日までに、都道府県の選挙管理委員会に送付しなければならない。

3 都道府県の選挙管理委員会は、前条第 1 項の申請又は前 2 項の掲載文の写しの送付があったときは、掲載文又はその写しを、原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。この場合において、衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては当該選挙区における当該衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては参議院名簿登載者の数に応じて総務省令で定める寸法により掲載するものとする。

4～7 略

（任意制選挙公報の発行）

第 172 条の 2 都道府県の議会の議員、市町村の議会の議員又は市町村長の選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。）においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、第 167 条から第 171 条までの規定に準じて、条例で定めるところにより、選挙公報を発行することができる。（特別区の特例）

第 266 条 この法律中市に関する規定は、特別区に適用する。この場合において、第 33 条第 3 項中「第 6 条の 2 第 4 項又は第 7 条第 7 項」とあるのは、「第 281 条の 4 第 6 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）又は大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成 24 年法律第 80 号）第 9 条第 2 項」とする。

2 略

（2）杉並区議会議員及び杉並区長の選挙における選挙公報の発行に関する条例（資料 2）

（目的）

第 1 条 この条例は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 172 条の 2 の規定により、杉並区議会議員（以下「議員」という。）及び杉並区長（以下「区長」という。）の選挙において選挙公報を発行し、もって議員及び区長の候補者（以下「候補者」という。）の氏名、経歴、政見等を選挙人に周知させることを目的とする。

（選挙公報の発行）

第 2 条 議員及び区長の選挙においては、杉並区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を、選挙ごとに 1 回発行する。

（掲載の申請）

第 3 条 候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添えて、委員会の指定する期日までに、文書で委員会に申請しなければならない。

（選挙公報における品位保持）

第 4 条 前条の掲載文には、他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選

挙公報としての品位を損なう文言を記載してはならない。

(選挙公報の発行手続)

第5条 委員会は、第3条の申請があったときは、その掲載文を原文のまま選挙公報に掲載する。

2 一の用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合には、その掲載の順序は、委員会がくじで定める。

3 第3条の申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

(選挙公報の配布)

第6条 選挙公報は、当該選挙に用いる選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、当該選挙の期日の前日までに配布するものとする。

2 委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによって、同項の規定による配布に代えることができる。この場合においては、委員会は、杉並区役所その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。

(選挙公報の発行を中止する場合)

第7条 法第100条第4項の規定に該当し投票を行うことを必要としなくなったとき又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報発行の手続は、中止する。

(委任)

第8条 この条例に規定するもののほか、選挙公報の発行について必要な事項は、委員会が定める。

(3) 杉並区選挙執行規程(資料3)

(選挙公報掲載の申請)

第76条 杉並区議会議員及び杉並区長の選挙における選挙公報の発行に関する条例(昭和54年杉並区条例第2号。以下「選挙公報条例」という。)

第3条(掲載の申請)の規定により、候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときの申請は、当該選挙の期日の告示があった日に、委員会が交付する別記第20号様式(委員会が提供する同様式の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))を含む。以下「原稿用紙」という。)に記載した掲載文2通及びおおむね6月以内に撮影した鮮明な候補者自身の無帽、無背景、正面向、上半身の手札型大の写真2葉(裏面に住所氏名及び撮影年月日を明記する。)又は記録した掲載文及び写真を添えて、別記第21号様式による申請書を委員会に提出しなければならない。

(掲載文の品位保持)

第79条 委員会は、選挙公報条例第4条(選挙公報における品位保持)の規定に係る文言があると認めた場合は、候補者に対して、当該文言の訂正を求めることができる。

(4) 杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例(資料4)

(目的)

第1条 この条例は、杉並区(以下「区」という。)において性の多様性が尊重される地域社会の実現を図るため、基本理念、性を理由とする差別等の禁止、区、区民及び事業者の責務並びにパートナーシップ制度その他の区が実施する性の多様性が尊重される地域社会の実現に関する施策の基本的事項について定め、もって全ての区民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 性的指向 自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。

(2) 性自認 自己の性別についての認識をいう。

(3)～(6) 略

(基本理念)

第3条 性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進は、性的指向又は性自認を内心にとどめることを希望する者の平穏な生活の確保に配慮しつつ、全ての区民が、性を理由とする差別等を受けないこと、性の多様性をめぐる個人としての尊厳が重んぜられること及び性別、性的指向、性自認等にかかわらず、自らの意思によって地域社会のあらゆる分野における活動に参画し、能力を発揮する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(性を理由とする差別等の禁止)

第4条 何人も、性を理由として不当な差別的取扱いをすることその他の性を理由として個人の権利利益を不当に侵害する行為をしてはならない。

2 何人も、正当な理由なく、本人の意に反して、性的指向若しくは性自認の表明を強制し、若しくは禁止し、又は性的指向若しくは性自認を明らかにしてはならない。

(区の責務)

第5条 区は、第3条に定める基本理念にのっとり、区民、事業者、国及び他の地方公共団体その他の関係機関等との連携を図りつつ、性の多様性が尊重される地域社会の実現に関する施策を実施する責務を有する。

(相談体制の整備等)

第8条 区は、区民からの性を理由とする差別等に関する相談に的確に応ずるため、必要な体制の整備を図るものとする。

- 2 区民は、性を理由とする差別等について、区長に対し、苦情の申出をすることができる。
- 3 区長は、前項の規定により苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速に処理するものとする。

3 令和5年区議選における選挙公報の発行及び配布に関する主な経緯等

委員会の抗弁書の記載内容等により、次の事実が認められる。

- (1) 令和4年11月2日に、委員会は、令和5年4月30日に任期満了となる杉並区議会議員（以下「区議会議員」という。）の選挙の執行日を「令和5年4月23日」に決定した。
- (2) 令和4年12月13日に、委員会は、「令和5年4月23日執行 杉並区議会議員選挙執行計画」を決定した。

同計画における選挙公報の発行及び配布に係る日程は、以下のとおりである。

ア 立候補予定者説明会

令和5年2月19日

イ 立候補届出関係書類の事前審査

令和5年3月13日から同年4月14日まで

ウ 立候補届出受付日時

令和5年4月16日

午前8時30分から午後5時まで

エ 選挙公報への掲載の申請期限

令和5年4月16日午後5時まで

オ 選挙公報の掲載順序を決めるくじを行う日時

令和5年4月16日午後5時から

カ 選挙公報の配布

令和5年4月22日までに各世帯に配布する。

また、その補完措置として、区施設の窓口、JR等の各駅のスタンド、郵便局の窓口等に配置する。

- (3) 令和5年2月19日に、委員会は、立候補予定者説明会を開催し、選挙公報掲載申請について、「他人や他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告やその他営業に関する宣伝をする等選挙公報としての品位を損なう文言の掲載はできない」旨の説明を行った。
- (4) 立候補届出関係書類の事前審査期間中に、委員会は、当該候補者から選挙公報掲載文原稿用紙等の提出を受けた。

杉並区選挙管理委員会事務局職員（2名）は、「選挙公報掲載文及び掲載写真チェックリスト」を用いて、当該候補者から提出された選挙公報掲載文原稿用紙等の事前審査を行い、選挙公報としての品位を損なう文言が掲載されていないこと（①他人や他の政党その他の政治団体の名誉を傷つける文言や表現が

ないこと、②善良な風俗を害する文言や表現がないこと、③特定の商品広告その他営業に関する宣伝をする等の文言や表現がないこと)の確認等を行った。

また、委員会は、事前審査終了者に対して、法務省事務連絡を配布した。

- (5) 令和5年4月16日(選挙期日の告示日)に、当該候補者から、立候補の届出が行われたほか、選挙公報条例第3条及び選挙執行規程第76条の規定に基づき、掲載文及び写真を添えて、委員会に「選挙公報掲載申請書」が提出された。

同日、委員会は、当該候補者の選挙公報掲載文について、選挙執行規程第79条の規定に基づく文言の訂正の求めを行わず、選挙公報条例第5条第1項の規定に基づき、原文のまま選挙公報に掲載することとした。また、委員会は、立候補届出者に法務省事務連絡を配布した。

同日、委員会は、くじにより、選挙公報掲載順序を決定した。

- (6) 令和5年4月17日に、「杉並区議会議員選挙の選挙公報印刷請負」に基づき、当該選挙公報が納品された。

- (7) 委員会は、令和5年4月17日から同年4月20日までの間に、「選挙公報の各戸配布委託(単価契約)」に基づき、各世帯に当該選挙公報を配布するとともに、その補完措置として、同年4月17日に、「選挙公報等の配送委託(杉並区議会議員選挙)」に基づき、区施設の窓口、JR等の各駅のスタンド、郵便局の窓口等に当該選挙公報を配置した。

- (8) 令和5年区議選における選挙公報の発行及び配布に関する契約の契約日等は、以下のとおりである。

ア 選挙公報掲載文原稿用紙等印刷請負

契約日	支出命令日	支出(執行)日	支出金額
令和5年1月5日	令和5年1月17日	令和5年1月20日	62,535円

イ 杉並区議会議員選挙の選挙公報印刷請負

契約日	契約変更日	支出命令日	支出(執行)日	支出金額
令和5年1月27日	令和5年4月16日	令和5年6月9日	令和5年6月22日	3,046,648円

ウ 選挙公報の各戸配布委託(単価契約)

契約日	支出命令日	支出(執行)日	支出金額
令和5年2月6日	令和5年6月9日	令和5年6月20日	6,547,860円

エ 選挙公報等の配送委託(杉並区議会議員選挙)

契約日	支出命令日	支出(執行)日	支出金額
令和5年4月1日	令和5年5月15日	令和5年5月19日	424,600円

4 判 断

第1の「3 請求の概要」に記載したとおり、請求人は、①選挙公報条例第4条に違反する「絵と文字の一体的表現」（以下「当該表現」という。）を掲載した選挙公報を発行したことは、条例違反である、②委員長等が、選挙執行規程第79条に反し、選挙公報における品位保持の規定に係る責務を果たさず、当該候補者が申請した選挙公報原稿が選挙公報条例第4条に合致しているかの確認を怠り、個人の尊厳と名誉を傷つける当該表現の訂正を当該候補者に求めず、当該選挙公報に掲載して発行したことは、選挙執行規程違反であり、全戸配布を執行したことは不当である、③委員長等及び事務局長が、性の多様性尊重条例第3条及び第4条に違反した当該表現を掲載した当該選挙公報を発行したことは条例違反である、④委員長等及び事務局長並びに区長による令和5年区議選の選挙公報発行経費の執行は、憲法第99条で定められた憲法を尊重し擁護する公務員の義務に反し、違法である、などと主張して、区民に謝罪し、しかるべき責任をとること等を求めている。

そこで、委員会が当該選挙公報を発行したことが、選挙公報条例第4条及び選挙執行規程第79条に違反するか等について、以下判断する。

(1) 選挙公報条例第4条違反の有無について

公職選挙法第172条の2の規定により、市町村の議会の議員又は市町村長の選挙においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、同法第167条から第171条までの規定に準じて、条例で定めるところにより、選挙公報を発行することができることとされ、また、同法第266条第1項前段の規定により、この法律中市に関する規定は、特別区に適用することとされており、区議会議員又は区長の選挙においては、任意制選挙公報の発行の制度が設けられている。

区では、選挙公報条例を制定し、同条例第2条の規定により、区議会議員及び区長の選挙においては、委員会は、候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を、選挙ごとに1回発行することとされている。

そして、同条例では、候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添えて、委員会の指定する期日までに、文書で委員会に申請しなければならないこととされ（第3条）、その掲載文には、他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なう文言を記載してはならないこととされている（第4条）。

また、同条例第5条第1項の規定により、委員会は、第3条の選挙公報掲載の申請があったときは、その掲載文を原文のまま選挙公報に掲載することとされている。

同条例第4条の選挙公報における品位保持に関する規定は公職選挙法第168条第4項において準用する第150条の2の規定（政見放送における品位の保持に関する規定）に、同条例第5条第1項の選挙公報の発行手続に関する規定は同法第169条第3項前段の規定に、それぞれ準じるものと解される。

公職選挙法において、候補者から提出された掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならないとされていることについて、最高裁判所昭和 61 年 2 月 18 日第三小法廷判決（以下「昭和 61 年最高裁判所判決」という。）では、「候補者から提出された掲載文をそのまま選挙公報に掲載すべきものとしているのは、選挙管理委員会において候補者の経歴、政見等の内容を審査検討して掲載の許否を決しうるものとするときは、候補者の経歴、政見等の発表の自由を侵害し又は侵害するおそれがあり、候補者の選挙活動に対し不当な制限、干渉を加える結果となりかねないばかりでなく、ひいては選挙の自由公正を害するに至るべき危険が存するため、選挙管理委員会の介入を禁止しているのである。したがって、候補者の提出した掲載文の内容に虚偽の点が存したとしても、その内容自体が甚だしく公序良俗に反することが客観的に明白であり、これを公表することが条理上許されないものと解すべき特段の場合は格別、選挙管理委員会としては、候補者に対し任意の訂正を勧告することはともかくとして、自らこれを訂正すべき権限も義務も有しないものといわざるをえない。」と判示されている。

また、最高裁判所平成 2 年 4 月 17 日第三小法廷判決における園部逸夫裁判官の補足意見は、次のとおりである。

「私は、公職選挙法 150 条 1 項後段の「この場合において、日本放送協会及び一般放送事業者は、その政見を録音し又は録画し、これをそのまま放送しなければならない。」という規定は、公職の候補者（以下「候補者」という。）自身による唯一の放送（放送法 2 条 1 号）が公職選挙法 150 条 1 項前段の定める政見放送であることからしても（同法 151 条の 5 参照）、選挙運動における表現の自由及び候補者による放送の利用（いわゆるアクセス）という面において、極めて重要な意味を持つ規定であると考ええる。同法は、一方において、候補者に対し、政見放送をするに当たっては、「その責任を自覚し」「他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも政見放送としての品位を損なう言動をしてはならない。」と定め（同法 150 条の 2）、政見放送としての品位の保持を候補者自身の良識に基づく自律に任せ、他方において、候補者の政見放送の内容については、日本放送協会及び一般放送事業者（以下「日本放送協会等」という。）の介入を禁止しているのである。したがって、この限りにおいて、日本放送協会等は、事前に放送の内容に介入して番組を編集する責任から解放されているものと解さざるを得ない。候補者の政見放送に対する事前抑制を認める根拠として、遠くは電波法 106 条 1 項、107 条、108 条、近くは公職選挙法 235 条の 3 を挙げる見解があるが、これらの規定は、いずれも事後的な刑罰規定であって、これをもって事前抑制の根拠規定とすることは困難である。いうまでもなく、表現の自由とりわけ政治上の表現の自由は民主政治の根幹をなすものであるから、いかなる機関によるものであれ、一般的に政見放送の事前抑制を認めるべきではない。同法 150 条 1 項後段は、民主政治にとって自明の原理を明確に規定したものである。

公職の選挙において、政見放送は、選挙人が候補者の政見を知るための重要な判断材料となっており、同法 150 条 1 項前段の規定は、日本放送協会等に対し、その放送設備により、公益のために、候補者にその政見を放送させることを要請している。そして、同法 150 条 1 項前段と後段の規定を合わせると、政見放送においては、日本放送協会等の役割は、候補者の政見を公衆ないし視聴者のために伝達すること以上に出るものではないと解するのが妥当であるから、政見放送の内容については、法的にも社会的にも責任を負うものではないと見るべきである。この点に関して、視聴者のすべてがこれらのことを了解しているとはいえない現状においては、視聴者が強い嫌悪感を抱くような内容の政見の録音又は録画については、日本放送協会等において、放送事業者の品位と信用を保持する見地から、その放送前に一定の事前抑制を講ずることを、緊急避難的措置として例外的に認めるべきであるとする見解がある。しかし、このような理論の適用を軽々に認めることは、結局、法律の規定に基づかない事前抑制を事実上放置することとなり、ひいては、日本放送協会等に過大な法的・社会的責任を負わせることとなるものであって妥当でないと考える。

これを要するに、候補者の政見については、それがいかなる内容のものであれ、政見である限りにおいて、日本放送協会等によりその録音又は録画を放送前に削除し又は修正することは、同法 150 条 1 項後段の規定に違反する行為と見ざるを得ないのである。」

この補足意見は、政見放送に関するものであるが、その趣旨は、本件の選挙公報についても妥当するものと解される。

昭和 61 年最高裁判所判決において判示されているとおり、候補者の提出した掲載文の内容に虚偽の点が存したとしても、その内容自体が甚だしく公序良俗に反することが客観的に明白であり、これを公表することが条理上許されないものと解すべき特段の場合は格別、委員会としては、候補者に対し任意の訂正を勧告することはともかくとして、自らこれを訂正すべき権限も義務も有しないものといわざるをえないと解するのが相当である。

また、表現の自由とりわけ政治上の表現の自由は民主政治の根幹をなすものであるから、公職選挙法第 150 条第 1 項後段の「政見をそのまま放送しなければならない」との規定は、民主政治にとって自明の原理を明確に規定したものである。委員会は行政機関であり、憲法第 21 条第 2 項前段において、検閲は禁止されているものである。

請求人は、当該表現が性の多様性尊重条例第 3 条及び第 4 条に違反すると主張するが、当該表現は、当該候補者の政見（「女性スペースに男を入れるな！「性自認条例」を改廃し女性の人権を守る」）として掲載されたものと解され、その内容自体が甚だしく公序良俗に反することが客観的に明白であり、これを公表することが条理上許されないものと解すべき特段の場合に該当するとまでは認められない。

本件においては、委員会は、当該候補者から提出された掲載文について、選挙公報条例第 5 条第 1 項の規定に基づき、原文のまま選挙公報に掲載しており、違法又は不当であるとは認められない。

また、請求人は、選挙公報条例第4条に違反する当該表現を掲載した選挙公報を発行したことは、条例違反であると主張するが、同条は、選挙公報としての品位の保持を候補者自身の良識に基づく自律に任せた規定であり、委員会は、選挙公報の内容については、法的にも社会的にも責任を負うものではないと解するのが相当である。

したがって、当該表現を掲載した選挙公報を発行したことが同条に違反するということはできない。

(2) 選挙執行規程第79条違反の有無等について

選挙執行規程第79条では、「委員会は、選挙公報条例第4条（選挙公報における品位保持）の規定に係る文言があると認めた場合は、候補者に対して、当該文言の訂正を求めることができる」とされている。

前述したとおり、選挙公報条例第5条第1項の規定により、委員会は、同条例第3条の申請があったときは、その掲載文を原文のまま選挙公報に掲載することとされているが、掲載文の内容が一見して法令違反行為に該当する疑いがあることが明白であるような場合において、選挙管理委員会が候補者に対し一応注意を与え、その任意の修正を促すことは法律の禁止するところではないと解するのが相当であり（東京高等裁判所昭和35年9月19日判決参照）、そうした趣旨を踏まえ、選挙執行規程第79条の規定が設けられたものと解される。

請求人は、委員会が当該表現の訂正を当該候補者に求めず、当該選挙公報に掲載して発行したことは、選挙執行規程第79条に違反するなど主張するが、選挙公報条例第4条は選挙公報としての品位の保持を候補者自身の良識に基づく自律に任せた規定であると解され、また、前述した選挙執行規程第79条の規定の趣旨からすると、訂正を求めるかどうかについては、憲法第21条第2項前段による制限のもとにおいて、委員会の裁量に委ねられているものと解するのが相当であり、本件において、委員会が訂正を求めず、当該選挙公報を発行したことが違法又は不当であるということとはできない。

また、請求人は、令和5年区議選の選挙公報発行経費の執行は、憲法第99条で定められた憲法を尊重し擁護する公務員の義務に反し、違法であると主張するが、前述のように、当該選挙公報を発行したことが違法又は不当であるとは認められないことから、当然のことながら、公務員の憲法尊重擁護義務を定める同条に違反するとは認められない。

(3) まとめ

当該選挙公報の発行及び配布について、他に違法又は不当な点は認められず、当該選挙公報の発行及び配布の予算執行は、適法かつ適正に行われたものと認められる。

以上のことから、本件監査請求については、理由がないと認められるので、これを棄却する。

別紙

杉並区監査委員 御中

2024年4月5日

杉並区職員措置請求書

2023年4月実施の『杉並区議会議員選挙 選挙公報』の発行と配布の予算執行について

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙・事実証明書を添え、下記の措置を請求します。なお、監査は監査委員に代えて個別外部監査契約に基づく監査を要求します。

1 請求の要旨

(1) 対象者

- ① 杉並区選挙管理委員会 委員長および各委員
- ② 杉並区選挙管理委員会 事務局長・石田幸男
- ③ 杉並区長 岸本聡子

(2) 財務会計上の行為

2023(令和5)年度杉並区予算、2款総務費、3項選挙費のうち、2023年4月に実施した杉並区議会議員選挙における「選挙公報発行経費」の執行行為。

(3) 上記執行の違法かつ不当の理由

- ア 2023年4月、「杉並区議会議員及び杉並区長の選挙における選挙公報の発行に関する条例」(以下、「選挙公報の発行条例」という)第4条「選挙公報における品位保持」に違反する「絵と文字の一体的表現」(以下「差別助長表現」という)を掲載した「杉並区議会議員選挙 選挙公報」(以下「当該選挙公報」という)を発行したことは、条例違反である。また当該選挙公報を杉並区内に全戸配布し、選挙公報の「保持すべき品位」を失墜させたことは不当である。
- イ 対象者の①は「杉並区選挙執行規程」(以下「執行規程」という)第79条に反し、「選挙公報における品位保持」の規定に係る責務を果たさず、候補者が申請した選挙公報原稿が「選挙公報の発行条例」第4条に合致しているかの確認を怠り、「個人の尊厳と名誉を傷つける」「差別助長表現」の訂正を候補者に求めず、当該選挙公報に掲載して発行した。このことは「執行規程」違反であり、全戸配布を執行したことは不当である。同趣旨の規定は「東京都選挙執行規程」第56条1項、2項にも定められており、「執行規程」第79条に違反した「選挙公報発行経費」の支出は不当である。
- ウ 対象者の①と②が「杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」(2023年4月1日施行、以下「性の多様性尊重条例」という)第3条「全ての区民が、性の多様性をめぐる個人としての尊厳が重んぜられること」及び第4条「不当な差別的取扱いの禁止」に違反した「差別助長表現」を掲載した当該選挙公報を発行したことは条例違反である。また、当該選挙公報を全戸配布し、個人の尊厳、基本的人権を著しく侵害し、性の多様性の尊重に反する差別観を助長して区民の平穏な生活の確保を妨げたことは違法でかつ不当である。
- エ 対象者①、②、③による2023年度の杉並区議会議員選挙の「選挙公報発行経費」の執行は、憲法第99条で定めた憲法を尊重し擁護する公務員の義務に反し、違法である。



(4) 区政における損害の発生

ア 区は2023年4月1日に「性の多様性尊重条例」を施行し、区民及び事業者にも条例の理念と責務の周知に努め、条例の目的達成を図っていた。同時期に執行された当該選挙公報の発行と全戸配布は、同条例第3条、第4条に違反する行為である。別紙の事実証明書の甲第2号の候補者の公報の中の甲1号の「差別助長表現」は、性の多様性の尊重の促進を逆行させる差別と偏見を区民に広め、区政全般への信頼と選挙遂行への信頼をも損ねた。「選挙公報発行経費」の執行は、区政全般の事業遂行に多大の損害を発生させたことは明らかである。

イ 2023年度の総務費の第3項選挙費の「区議会議員選挙」のうち、「選挙公報発行経費」の執行は、区が印刷製本請負契約書(2023年1月27日付け)を東日印刷株式会社と締結し、同年6月6日に304万6648円を請求された支出である。当該選挙公報は35万6000部発行された。この部数は区民の18歳以上の有権者の投票者数(投票率43,66%)にも匹敵し、当該選挙公報は有権者にとって重要な情報であることから、「差別助長表現」が選挙行動に与えた影響は計り知れない。「差別助長表現」を掲載して発行したことは、「性の多様性尊重条例」に反し、区の予算執行による選挙遂行で差別と偏見を広めた事に他ならない。人権の侵害を回復するために負うべき区の責務は、金銭で表せないほどに膨大である。

(5) 措置の請求

ア 対象者の①は「執行規程」第79条及び「性の多様性尊重条例」に違反した当該選挙公報を発行し、全戸配布して区民に性の多様性の尊重に対する偏見と差別観を助長し、個人の尊厳を侵害し、区民の平穏な生活の確保を著しく妨げたことを、区民に謝罪し、しかるべき責任をとること。

イ 対象者の②は候補者から申請された原稿を「選挙公報掲載文及び掲載写真チェック」に定めたチェックポイント事項の「選挙公報としての品位を損なう文言が掲載されていないことを確認する」ことを怠り、「選挙公報の発行条例」第4条及び法務省人権擁護局調査救済課補佐官の通達「選挙運動、政治活動等として行われる差別的言動への対応について」(2019年3月12日付け)で留意すべき「不当な差別的言動」を禁止せず、「品位を損なう」「差別助長表現」を選挙公報に掲載した要因を究明し、区民に説明して謝罪し、しかるべき責任をとること。

ウ 対象者の①と②は、選挙公報に「選挙公報の発行条例」第4条を明記し、候補者に「選挙執行規定」第79条の「選挙公報の品位保持」規定及び「性の多様性尊重条例」の第3条、第4条の実行を義務付け、基本的人権と個人の尊厳を保障する選挙公報の発行を行い、憲法を遵守して公正な選挙を実施すること。

エ 対象者の③は「性の多様性尊重条例」の第1条「性の多様性が尊重される地域社会の実現を図り」「性を理由とする差別等の禁止」に努め、「全ての区民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現する」施策を実施する責務(第5条)を負っている。「選挙公報発行経費」を含めた全予算執行において、同条例第3条、第4条に違反する予算執行を防止し、同条例第8条を徹底するための職員の研修と人権擁護組織の充実を図ること。

2 個別外部監査契約に基づく監査の要求

地方自治法第252条の43第1項により、本件の措置請求の監査は、選挙管理委員会を対象とすることから、監査委員は現職区議会議員でなく、個別外部監査契約に基づく監査によることを要求します。

3 請求者

住所

氏名 A

住所

氏名 B

住所

氏名 C

住所

氏名 D

住所

氏名 E

住所

氏名 F

住所

氏名 G

住所

氏名 H

住所

氏名 I

住所

氏名 J

住所

氏名 K

住所

氏名 L

住所

氏名 M

住所

氏名 N

住所

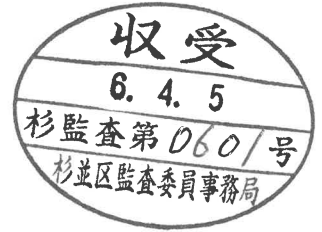
氏名 O

住所

氏名 P

住所

氏名 Q



杉並区監査委員 御中

2024年4月5日

杉並区職員措置請求 事実証明書

2023年4月実施の「杉並区議会議員選挙 選挙公報」の発行と配布の執行について

① 事実証明書のタイトルと実物か複写か②作成年月日③作成者④事実証明事項

甲第1号 ①選挙公報に掲載された公報の「絵と文字の一体的表現」（以下「差別助長表現」という）（拡大版、複写） ②作成年月日、不明、「差別助長表現」が載せられた原稿は2023年4月16日に候補者により選挙管理委員会へ提出。③作成者不明、選挙公報の掲載箇所は候補者田中ゆうたろう氏の公報部分 ④「絵と文字」の一体的表現が「性の多様性尊重条例」第3条、第4条「個人の尊厳と権利に対する不当に侵害する行為の禁止」及び「選挙公報発行条例」第4条「選挙公報の品位保持」に違反していることを示す。

甲第2号 ①甲第1号が掲載された「杉並区議会議員選挙 選挙公報」の一部（複写）②発行は2023年4月16日又は同年4月17日 ③杉並区選挙管理委員会 ④甲第1号の「差別助長表現」が田中ゆうたろう候補者の選挙公報に掲載されていることを示す。この公報の頁の欄外下には「候補者から提出された原稿を原文のまま掲載したものです」と記載されており、田中氏から「提出された原稿を原文のまま掲載」したことを示す。この説明文は「選挙公報の発行条例」第5条のみ明示され、同条例第4条は記されず、第4条に違反した「差別助長表現」のある原稿に対し「杉並区選挙執行規程」第79条による原稿の訂正を求めず、掲載し、発行したことを示す。

甲第3号 ①田中ゆうたろう候補者の「選挙公報掲載文及び掲載写真チェックリスト」（以下「リスト」という）（複写） ②2023年4月16日 ③杉並区選挙管理委員会 ④田中ゆうたろう候補者の申請した原稿を選挙管理委員会事務局職員が「リスト」に記されたチェックポイント事項ごとに確認し、記録したことを示す。3頁の「リスト」では、「まず選挙公報として品位を損なう文言が掲載されていないことを確認する」欄の項目に確認済みのチェックが記されている。この欄の中には具体的事項として3点あり、その内の2点は、「他人や他の政党その他の政治団体の名誉を傷つける文言や表現」及び「善良な風俗を害する文言や表現」と例示され、それぞれの文言や表現が「ないことを確認する」としている。「品位を損なう文言」でないことを「リスト」は確認することとしているが、甲第1号の「差別助長表現」を選挙管理委員会事務局が「品位を損なう文言」でないと判断したことになり、「性の多様性尊重条例」が選挙公報への掲載チェック業務で活かされたかの真偽が問われる事を示す。

甲第4号 ①「杉並区議会議員選挙の選挙公報印刷請負」請求書（複写） ②2023年6月6日 ③東日印刷株式会社代表取締役社長武田芳明 ④「杉並区議会議員選挙の選挙公報」の発行を請け負った会社の請求書で、発行部数は35万6000部、請求金額の304万6648円が杉並区長に請求され、契約に基づき「選挙公報発行経費」の執行が行われた事を示す。

甲第5号 ①「契約変更について」（請書）（複写） ②2023年4月16日 ③甲第4号の③に同じ ④2023年1月27日に杉並区と③が、「杉並区議会議員選挙の選挙公報印刷請負」契約をかわした契約時の頁数8頁が、6頁に2023年4月16日に変更されたことにより、③が杉並区経理課長福本弘に対して提出した契約変更の請書である。契約金額は367万円から変更後は304万6648円に、「仕様内容」は「変更あり」、履行期限は変更期日の翌日、「令和5年4月17日まで」とされていることを示す。

甲第6号 ①「印刷製本請負契約書」のうち、表頁と仕様書頁、選挙公報仕様及び選挙公報納入場所一覧表（複写） ②2023年1月27日 ③契約担当者、甲は杉並区経理課長福本弘、請負者は甲第4号の③に同じ ④「杉並区議会議員選挙 選挙公報」の発行経費の執行は、2022年度に経理課が契約者となって請負う会社と契約し、請負者への委託業務は全て選挙管理委員会事務局が行っている事を示す。この契約書の「仕様書」において、「(2)余白等の記事事項」として杉並区議会議員選挙の選挙公報の「余白」と「欄外」の記載事項について、欄外には「選挙公報発行に関する条例規定などの注意書きを記載する」としている。甲第2号の欄外記載は「条例規定等の注意書き」に該当することを示す。また、「仕様書」の「3 委託内容」の「(1) 入稿」で、「選挙管理委員会事務局において受託者への原稿受け渡しによる随時入稿」などが記され、実質的委託業務は選挙管理委員会事務局が行っており、「(3) 校正」の「本校正は区職員の出張校正とする」と記され、「6名程度で校正作業」が行われる前提であることが契約書に明記とされ、従前からの業務蓄積の反映を示すとともに、「本校正」の責務を「区職員」が負い選挙公報が発行されていることを示す。

甲第7号の1 ①「2023年度杉並区予算書」の総務費、選挙費（複写） ② 2023年3月頃 ③杉並区 ④杉並区議会議員選挙に係る選挙費は、2022年度と2023年度とに計上されており、計上されている各項目の予算の金額に増減があることを示す。

甲第7号の2 ①「2022年度杉並区予算書」の総務費のうち選挙費（複写） ②2022年3月頃 ③ 杉並区 ④上記、甲第7号の1に同じ。

甲第8号 ①「令和5年第3回選挙管理委員会臨時会会議録」（複写） ②会議の開催日は2023年4月16日、作成日は不明 ③選挙管理委員会事務局 ④区議会議員選挙の候補者が提出した選挙公報の原稿が選挙公報の発行条例第4条に適合しているかの検討のために、チェックリストなどの関連資料も含めて、選挙管理委員会臨時会議に提出されていない事を示す。「品位の保持」等についての原稿の確認と訂正の要求の必要性の検討が選挙管理委員会ですれずに、選挙公報の発行が行われたことを示す。

以上

甲第1号

選挙公報に掲載された「絵と文字の一体的表現」の拡大版

選挙公報掲載文及び掲載写真チェックリスト

選挙区名	杉並区議会議員選挙	候補者名	田中ゆうたろう様
------	-----------	------	----------

提出書類	確認
① 選挙公報掲載申請書が1通あるか。	
② 点字版「選挙のお知らせ」掲載申請書が1通あるか	
③ 選挙公報掲載文原稿用紙が2通あるか。	
④ 選挙公報掲載用写真提出台紙が2枚(同一のもの)あるか。	
⑤ 点字訳用原稿(A3)が1通あるか。	

①選挙公報掲載申請書 1通

チェック項目	チェックするポイント	確認	
全 体	届出年月日	令和5年4月16日か。	✓
	選挙区確認	杉並区議会議員選挙か。	✓
	候補者欄	住所、氏名、押印を候補者届出書と確認する。	✓
		電話番号は連絡がつくところを記入してあるか。	✓
事務処理欄	公報原稿申請書審査終了後、下部の事務処理欄(「図形」～「その他」)に記入を行う。 ※「受付日時」及び「受付者」の欄には記入を行わない。		

②点字版「選挙のお知らせ」掲載申請書 1通

チェック項目	チェックするポイント	確認	
全 体	届出年月日	令和5年4月16日か。	✓
	選挙区確認	杉並区議会議員選挙か。	✓
	候補者欄	住所、氏名、押印を候補者届出書と確認する。	✓
		電話番号は連絡がつくところを記入してあるか。	✓
事務処理欄	点字原稿申請書審査終了後、下部の事務処理欄(「振り仮名」・「順番」)に記入を行う。 ※「受付日時」及び「受付者」の欄には記入を行わない。		

杉並区議会議員選挙

選挙公報掲載文及び掲載写真チェックリスト

選挙区名	杉並区議会議員選挙	候補者名	
------	-----------	------	--

届出書類	確認	備考
まず次の提出書類が2通ずつあることを確認する。		
① 選挙公報掲載文原稿用紙 …………… 2通		
② 選挙公報掲載用写真提出台紙 …………… 2枚		
③ 点字訳用原稿（ふりがな付き選挙公報掲載文原稿用紙の写） …… 1通		A3判に拡大

① 選挙公報掲載文原稿用紙 …………… 2通			
チェック項目	チェックするポイント	確認	備考
原稿用紙	<input type="checkbox"/> 原稿用紙は、杉並区選挙管理委員会の交付した専用の選挙公報掲載文原稿用紙を用いているか確認する。 ※専用の原稿用紙以外の用紙は受け付けできない。	✓	
部数	<input type="checkbox"/> 提出は同じものを2部	✓	
色	<input type="checkbox"/> 必ず黒色の色素一色を用いているか確認する。 <input type="checkbox"/> ペン又は毛筆を使用し、直に掲載文を作成している場合は、選挙公報の印刷時に、インク又は墨のかすれで文字等が見えにくい状態や、不鮮明に印刷が仕上がる等の恐れがあることを提出者に説明した上で受け付けること。 また、CGによるハーフトーンを使用した場合、印刷時に白飛び又は黒一色になることがあるため、スクリーンなど点描を用いる等の修正をさせる。	✓	
氏名欄	<input type="checkbox"/> 青色の枠内に収まって記載されているか確認する。 ・枠外にはみ出している場合は、枠外部分は印刷されないことを提出者に丁寧に説明し、提出者側で縮小する等してもらおう。	✓	
	<input type="checkbox"/> 以下の3項目以外記載されていないことを確認する。 ① 候補者の氏名（通称の認定を受けた場合はその通称名） ・振り仮名及び振り漢字は可とする。 ② 年齢 ③ 所属党派（所属党派がない場合は無所属と記載できる） 上記以外の項目は削除させる。	✓	
	<input type="checkbox"/> 使用できる文字は、通常使用する漢字、ひらがな、カタカナ、数字及び外国文字です。それ以外は使用できない。	✓	
	<input type="checkbox"/> 使用できない文字や記号が記載されていないことを確認する。 ・傍点、線 ※記載されている場合は、提出者側で修正等してもらおう。	✓	
	<input type="checkbox"/> 白抜き文字、スクリーン等のバックを配した文字は使用できないため、そのような記載がないことを確認する。	✓	

チェック項目	チェックするポイント	確認	備考
写真欄	<input type="checkbox"/> 貼っていないことを確認する。 ※ 写真2枚は、別添「掲載用写真提出台紙」に各々1枚ずつ貼付して提出してもらう。	✓	
掲載文欄	<input type="checkbox"/> まず選挙公報としての品位を損なう文言が掲載されていないことを確認する。 ・他人や他の政党その他の政治団体の名誉を傷つける文言や表現がないことを確認する。 ・善良な風俗を害する文言や表現がないことを確認する。 ・特定の商品広告その他営業に関する宣伝をする等の文言や表現がないことを確認する。	✓	
	<input type="checkbox"/> 掲載文欄の中に写真が掲載していないことを確認する。	✓	
	<input type="checkbox"/> 青色の枠内に収まって記載されているか確認する。 ・枠外に書かれた部分は印刷されない。 ・縮小等修正は候補者側にて行なうこと。	✓	
	<input type="checkbox"/> 写植等により作成した原稿で掲載文が作成されている場合、青色の枠内に収まっており、かつシワやヨレがなく貼つてあることを確認する。 ・シワやヨレ等がある場合は、シワやヨレがそのまま影や筋として印刷されること、斜めに貼つてある場合は、そのまま斜めに印刷されること、切り貼りの線や原稿のり付け時の指紋による汚れは、そのまま写ってしまう可能性があることを、提出者に説明する。	✓	
	<input type="checkbox"/> 原稿用紙に薄い色で鉛筆線又は方眼を引いて記載してある場合、消しゴム等できれいに消してあることを確認する。	✓	
	<input type="checkbox"/> 使用できる文字・符号等 ・漢字、ひらがな、カタカナ、数字、外国文字(A、B、C等)及びその他の文字(%、+、-、≠等) ・句点、読点、かぎ、かっこ等の記号、符号 ・傍点、線	✓	
	<input type="checkbox"/> 図画、図表、イラストレーション(デザイン文字、白抜き文字を含む。)等を使用してある場合、掲載文欄の面積のおおむね2分の1を超えていないことを確認する。 ※ これらの合計面積が掲載文欄の面積の2分の1を超えている場合、当該文字及び図画等を規定の寸法に縮小して印刷することを提出者に説明する。 この場合、単純に縮小印刷し2分の1に縮小する。	✓	

②選挙公報掲載用写真提出台紙 2枚

チェック項目	チェックするポイント	確認	備考
写真枚数2枚 台紙に仮止め	<input type="checkbox"/> 同一人物の同一の写真が2枚あることを確認する。	✓	
	<input type="checkbox"/> それぞれ1枚ずつ台紙の貼付欄の枠線内に仮止めしてあることを確認する。	✓	
白黒写真	<input type="checkbox"/> 白黒(モノクロ)写真であることを確認する。 ※カラー写真の場合、選挙公報は白黒で掲載されるため、鮮明に印刷されないことを説明してください。	✓	
最近の撮影	<input type="checkbox"/> 最近6ヶ月以内に撮影した候補者本人写真であることを確認する。	✓	
写真の写り方	<input type="checkbox"/> 候補者本人の無帽、無背景、正面向き、胸以上の上半身の写真で、必ず両肩先の入ったものであることを確認する。 ※下記の写真例を参考に確認する。 ※2枚とも同一であることを確認する。 ※規格外の写真は、差替えてもらうようお願いする。	✓	
サイズ	<input type="checkbox"/> 写真のサイズを確認する。大きさは概ね手札型大(写真L判の大きさ、タテ約11cm×ヨコ約8cm)であることを確認する。 ※規格外の写真は、差替えてもらうようお願いする。	✓	
服装①	<input type="checkbox"/> 服装は通常着用するものとし、特別の意味のある文字その他の意匠の入ったものは避けてあることを確認する。	✓	
服装②	<input type="checkbox"/> たすき、はちまき、腕章等が着用していないことを確認する。 ※造花、アクセサリ、バッジ等の服飾品は、社会通念上相当と認められるものでない限り、着用していないことを確認する。	✓	
写真の裏面	<input type="checkbox"/> 写真の裏面に選挙区と候補者名が記入してあることを確認する。	✓	
選挙区名欄 候補者氏名欄	<input type="checkbox"/> 選挙区名欄、候補者氏名欄が正しく記入されていることを確認する。	✓	



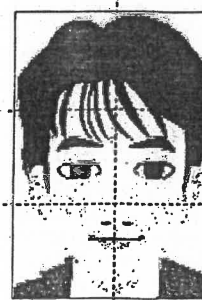
○写真例

- ・ 白黒写真である(カラーでもよいが、選挙公報は白黒印刷)
- ・ 顔・身体が正面を向いている
- ・ 概ね両肩先が写った胸以上の上半身



×写真例

- ・ 胸以上の上半身が写っていない
- ・ 両肩先が写っていない



③点字訳用原稿（振り仮名付き選挙公報掲載文原稿用紙の写）…… 1通			
チェック項目	チェックするポイント	確認	備考
提出用原稿	<input type="checkbox"/> 選挙公報掲載文原稿のコピー（A3判に拡大したもの）であることを確認する。	✓	
振り仮名	<input type="checkbox"/> 大きくはっきりと書いてあることを確認する。	✓	
	<input type="checkbox"/> 候補者氏名や地名に必ず「ふりがな」が付けてあることを確認する。	✓	
	<input type="checkbox"/> 難解な漢字等の固有名詞、複数の読み方のできる漢字に、必ず「ふりがな」が付けてあることを確認する。 ※すべての漢字にふりがなを付てある必要はない。 ※☆、●、◎、※、区切りの意味の／、傍線、傍点、下線などは点字表記の制約等により省略します。 ※政党等のシンボルマークやイラストなども点訳上表現できないため掲載できません。 ※太字、大活字等も点訳上表現できないため掲載できません。 ※（ ）、「 」、『 』、“ ”等のかっこ類は点字表記できますが、見出し語に使用されているかっこ類、飾りとして使用されているものについては省略する。	✓	
掲載簿の番号、矢印	<input type="checkbox"/> 文章の点訳による掲載順序を、文章の段落ごと等に番号、矢印等を付して明確に記入されていることを確認する。 <input type="checkbox"/> 番号、矢印を追い、文章が一通り読み下せるかどうか確認する。	✓	

請求書

令和5年6月6日

下記の金額を請求します。

杉並区長宛

(〒135-0044)

住所 東京都江東区越中島2丁目1番30号

氏名 東日印刷株式会社

〔法人の場合は名称及び代表者名〕 代表取締役社長 武田芳明

電話 03 (3820) 0975

件名 杉並区議会議員選挙の選挙公報印刷請負

金額				1	3	0	4	6	6	4	8	円
----	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

内訳 (月分 ・ 第 回)

品名・規格等	数量	単位	単価	金額
杉並区議会議員選挙の選挙公報 ブランケット判6頁 356,000部	1	式	2,769,680 円	2,769,680 円
消費税				276,968

甲第5号

令和5年4月16日

杉並区経理課長 福本 弘 様



東京都江東区越中島二丁目1番30号

東日印刷株式会社

代表取締役社長 武田 芳明

契約変更について (請書)

令和5年 4月 16日 付、5杉総経第5100号

をもって協議のありましたこのことについて、下記のとおりお受けします。

件 名	杉並区議会議員選挙の選挙公報印刷請負
契 約 年 月 日	令和5年1月27日
契 約 番 号	5041000188
履 行 場 所	別紙仕様書のとおり
履 行 期 限	契約締結の翌日から令和5年4月17日まで
変 更 内 容	(1) 契約金額 変更前 ¥3,670,000- (うち消費税及び地方消費税の額¥334,000-) 変更後 ¥3,046,648- (うち消費税及び地方消費税の額¥276,958-) (2) 仕様内容 変更あり
変 更 理 由 等	選挙公報の頁数を8頁で契約したが、想定より立候補者が少なかったため、選挙公報の頁数を6頁にする必要が生じたため
変 更 年 月 日	令和5年4月16日
違 約 金 の 取 扱 い	両者において請求しない

仕 様 書 (変 更 後)

1 件名

杉並区議会議員選挙の選挙公報印刷請負

2 規格 別紙1のとおり

(1) 「杉並区議会議員選挙選挙公報」

- ① ブランケット判・・・・・・・・6頁
- ② 候補者1人の区画・・・・・・・・縦115mm×横126mm
- ③ 候補者の写真サイズ・・・・・・・・縦33mm×横33mm
- ④ 配列・・・・・・・・3列4段
- ⑤ 紙質・・・・・・・・中質紙D巻53kgまたはこれと同等以上のもの
- ⑥ 刷色・・・・・・・・黒色一色刷
- ⑦ 部数・・・・・・・・356,000部

変更後

(2) 余白等の記載事項

- ① 余白・・・・・・・・候補者数によって生ずる余白部分については選挙啓発文を掲載する。啓発文の内容については別途協議する。
- ② 欄外・・・・・・・・選挙公報発行に関する条例規定等の注意書きを記載する。
- ③ タイトル欄・・・・・・・・選挙執行年月日、選挙名及び杉並区選挙管理委員会の名称を記載する。

3 委託内容

(1) 入稿

立候補予定者から選挙公報の原稿及び写真の事前提出があれば選挙管理委員会事務局において受託者へ原稿受け渡しによる随時入稿をする。告示日午後5時で立候補届出が締切となるので、告示日当日に選挙公報の原稿及び写真の差替え等がある可能性があるので遅滞なく原稿等を引渡せる体制を整えること。なお、選挙公報の原稿及び写真について電子データで提出があった場合には、電子メール等で受託者にデータを引き渡すこととする。

(2) 製版

各候補者の原稿を指定のサイズにし、掲載順序を並べ替えること。掲載順序は、告示日の午後5時以降に杉並区選挙管理委員会において行うくじの結果により指示する。

また、各候補者の写真を指定のサイズにし、候補者写真の背景の濃淡が異なる場合やカラー写真の場合は調整を行うこと。

(3) 校正

- ①事前校正では、随時入稿した原稿を使用し印刷イメージを提出すること。
- ②本校正は区職員の出張校正とする。6名程度で校正作業が円滑に行えるよう受託者において校正場所を確保すること。

③校正場所に車両1台分の駐車スペースを用意すること

④校正場所から概ね5km圏内にビジネスホテル等の宿泊施設があること

(4) 印刷

①印刷は黒色で印刷を行うこと。

②刷り出しを区職員に提出し承認を得た後に印刷すること。

③印刷に際して刷りむら等が生じないように細心の注意を払うこと。

④印刷後の公報は入念に検査し、不体裁、不良品を除外すること。

(5) 梱包

1 梱包 300部とすること。なお、『杉並区議会議員選挙選挙公報』の選挙名及び数量を明記すること。

(6) 納品

①紙

ア 納入場所は、5箇所以内（区役所の外、別途、区が契約を行う各戸配布委託事業者等が指定する場所）とし、納入部数は別途指示（別紙2の通り）する。

イ 納入期限は令和5年4月17日（月）午前中までとする。

②データ

ア 上記3（3）②の校正が終了したデータをPDF版で納品すること。

イ 納期は同校正が終了した時点で、CD-R等の媒体及び電子メール等で納品すること。

ウ 候補者の（データ提出以外の）写真で、データ化した写真についてはそのデータも納品すること。なお、写真がカラーの場合はカラー及び白黒の2種類とする。

(7) その他

①刷版等は、選挙終了まで全て完全な状態で保存し担当の指示があるまで、破棄しないこと。

②令和5年4月17日（月）午前中までに選挙公報の電子データを担当まで提出すること。

4 支払方法

履行確認後、請求を受けて1回で支払う。

5 その他

(1) 契約後、速やかに行程表を作成し、あらかじめ杉並区選挙管理委員会事務局に提出すること。

(2) 物品配送等に使用する車両は、原則として低公害車（天然ガス車、九都県市指定・国土交通省指定のガソリン車・LPG車等）とすること。その中でも、低燃費車（自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成16年国土交通省告示第61号）に基づき、同要領に定める基準に適合すると判定された車）の使用に努めること。都のディーゼル車規制に適合しない車両は使用しないこと。なお、規制等に適合する自動車であることを確認するため、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

(3) その他、仕様書に記載のない事項、詳細及び疑義が生じたときは、杉並区選挙管理委員会事務局と協議すること。

5 担 当

杉並区選挙管理委員会事務局 増田・坂本・宮澤
電話 03 (3312) 2111 内線 3803

す 交

等

納

る

仕
燃
車
確
等



甲第6号

印刷製本請負契約書

契約番号	5041000188
件名	杉並区議会議員選挙の選挙公報印刷請負
納入場所	仕様書のとおり
納入期限	契約締結の翌日から令和 5年 4月17日まで
請負金額	¥3,674,000- (うち消費税及び地方消費税の額 ¥334,000-)
契約保証金	免除
その他の事項	なし

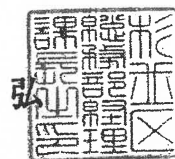
上記の印刷製本について、杉並区（以下「甲」という。）と請負者（以下「乙」という。）は、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって印刷製本請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各一通を保有する。

令和 5年 1月27日

契約担当者

甲 杉並区 経理課長 福本



請負者

乙 東京都江東区越中島二丁目1番30号
東日印刷株式会社
代表取締役社長 武田芳郎

区確認欄



仕 様 書

1 件名

杉並区議会議員選挙の選挙公報印刷請負

2 規格 別紙1のとおり

(1) 「杉並区議会議員選挙選挙公報」

- ① ブランケット判・・・・・・8頁（立候補者数96人まで）
※ただし、告示日の午後5時に確定する候補者数が72人以下となった場合、6頁になるため、別途協議する。
- ② 候補者1人の区画・・・・・・縦115mm×横126mm
- ③ 候補者の写真サイズ・・・・・・縦33mm×横33mm
- ④ 配列・・・・・・・・・・・・・・3列4段
- ⑤ 紙質・・・・・・・・・・・・・・中質紙D巻53kgまたはこれと同等以上のもの
- ⑥ 刷色・・・・・・・・・・・・・・黒色一色刷
- ⑦ 部数・・・・・・・・・・・・・・356,000部

(2) 余白等の記載事項

- ① 余白・・・・候補者数によって生ずる余白部分については選挙啓発文を掲載する。啓発文の内容については別途協議する。
- ② 欄外・・・・選挙公報発行に関する条例規定等の注意書きを記載する。
- ③ タイトル欄・・・・選挙執行年月日、選挙名及び杉並区選挙管理委員会の名称を記載する。

3 委託内容

(1) 入稿

立候補予定者から選挙公報の原稿及び写真の事前提出があれば選挙管理委員会事務局において受託者へ原稿受け渡しによる随時入稿をする。告示日午後5時で立候補届出が締切となるので、告示日当日に選挙公報の原稿及び写真の差替え等がある可能性があるため遅滞なく原稿等を引渡せる体制を整えること。なお、選挙公報の原稿及び写真について電子データで提出があった場合には、電子メール等で受託者にデータを引き渡すこととする。

(2) 製版

各候補者の原稿を指定のサイズにし、掲載順序を並べ替えること。掲載順序は、告示日の午後5時以降に杉並区選挙管理委員会において行うくじの結果により指示する。

また、各候補者の写真を指定のサイズにし、候補者写真の背景の濃淡が異なる場合やカラー写真の場合は調整を行うこと。

(3) 校正

- ① 事前校正では、随時入稿した原稿を使用し印刷イメージを提出すること。

②本校正は区職員の出張校正とする。6名程度で校正作業が円滑に行えるよう受託者において校正場所を確保すること。

③校正場所に車両1台分の駐車スペースを用意すること

④校正場所から概ね5km圏内にビジネスホテル等の宿泊施設があること

(4) 印刷

①印刷は黒色で印刷を行うこと。

②刷り出しを区職員に提出し承認を得た後に印刷すること。

③印刷に際して刷りむら等が生じないよう細心の注意を払うこと。

④印刷後の公報は入念に検査し、不体裁、不良品を除外すること。

(5) 梱包

6頁の場合には1梱包300部とし、8頁の場合には250部とすること。なお、『杉並区議会議員選挙選挙公報』の選挙名及び数量を明記すること。

(6) 納品

①紙

ア 納入場所は、5箇所以内（区役所の外、別途、区が契約を行う各戸配布委託事業者等が指定する場所）とし、納入部数は別途指示（別紙2の通り）する。

イ 納入期限は令和5年4月17日（月）午前中までとする。

②データ

ア 上記3（3）②の校正が終了したデータをPDF版で納品すること。

イ 納期は同校正が終了した時点で、CD-R等の媒体及び電子メール等で納品すること。

ウ 候補者の（データ提出以外の）写真で、データ化した写真についてはそのデータも納品すること。なお、写真がカラーの場合はカラー及び白黒の2種類とする。

(7) その他

①刷版等は、選挙終了まで全て完全な状態で保存し担当の指示があるまで、破棄しないこと。

②令和5年4月17日（月）午前中までに選挙公報の電子データを担当まで提出すること。

4 支払方法

履行確認後、請求を受けて1回で支払う。

5 その他

(1) 契約後、速やかに行程表を作成し、あらかじめ杉並区選挙管理委員会事務局に提出すること。

(2) 候補者が72人以下の場合は6頁を作成すること。この場合の金額については別途協議する。

(3) 物品配送等に使用する車両は、原則として低公害車（天然ガス車、九都県市指定・国土交通省指定のガソリン車・LPG車等）とすること。その中でも、低燃費車（自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成16年国土交通省告示第61号）に基づき、

同要領に定める基準に適合すると判定された車)の使用に努めること。都のディーゼル車規制に適合しない車両は使用しないこと。なお、規制等に適合する自動車であることを確認するため、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

(4) その他、仕様書に記載のない事項、詳細及び疑義が生じたときは、杉並区選挙管理委員会事務局と協議すること。

5 担 当

杉並区選挙管理委員会事務局 増田・坂本・宮澤
電話 03 (3312) 2111 内線 3803

◎選挙公報仕様 規格・ブランケット判 (横 406mm×縦 546mm)

令和5年4月23日執行		杉並区選挙管理委員会	
杉並区議会議員選挙選挙公報			
	126mm		
115mm			

(この選挙公報は、杉並区議会議員及び杉並区長の選挙における選挙公報の発行に関する条例第5条第1項の規定により、候補者から提出された原簿を原文のまま掲載したものです。)

◎選挙公報納入場所一覧

納入先 (所在地・電話)	担当者	部 数
杉並区選挙管理委員会事務局 杉並区阿佐谷南 1-15-1 西棟 8 階 03-3312-2111(内線 3803)	木谷、坂本 ※出張校正から区役 所に戻る際に、持ち 帰ります。	13,000 部
【指定施設配送】 未定	未定	12,000 部
【各戸配布】 未定 未定	未定	340,000 部 【内訳】
	合 計	356,000

※納品先及び納品部数は、変更の可能性あり。

甲第7号の1

2 款 総務費
3 項 選挙費

本年度予算額 千円 38,352
前年度予算額 千円 18,147
比較増(△)減 千円 20,205

本年度予算額 千円 198,224
前年度予算額 千円 697,327
比較増(△)減 千円 △499,103

目	本年度 千円	前年度 千円	比較増(△)減 千円	本年度予算額の財源内訳		
				特定 千円	財源 千円	その他 千円
1 選挙管理委員会費	38,352	18,147	20,205	千円 1,625	千円 36,727	千円 36,727
				国庫支出金 1,061		
				都支出金 564		
2 選挙啓発費	3,449	2,905	544			3,449
3 地方選挙費	156,423	415,313	△258,890			156,423

区分	金額 千円	説明	金額 千円
1 報酬	12,928	選挙管理委員会の運営【選挙管理委員会事務局】	38,352
8 旅費	511	1 選挙管理委員会運営経費 2 選挙管理委員会事務一般管理経費	13,236
9 交際費	62		25,116
10 需用費	417		
11 役員費	568		
12 委託料	23,777		
18 負担金補助及び交付金	189		
7 報償費	339	選挙に関する常時啓発活動【選挙管理委員会事務局】	3,449
10 需用費	1,861	1 明るい選挙推進活動経費 明るい選挙推進協議会 明るい選挙推進協議会 明るい選挙推進委員 話しあいの会 選挙サポーター 常時啓発活動	1,022
11 役員費	654	1 8名 3回 120名 延120回 150名	
12 委託料	495		2,427
13 使用料及び借料	100		
1 報酬	7,728	区議会議員選挙【選挙管理委員会事務局】	156,423
7 報償費	30,502	1 投票所経費 2 開票所経費 3 選挙公報発行経費 4 はがき郵送公営費 5 立候補関係事務費 6 期日前投票及び不在者投票 7 選挙啓発費 8 選挙執行事務費 9 ビラ作成公営費	41,123
8 旅費	155		2,066
10 需用費	10,440		2,898
11 役員費	26,589		10,080
			94
			12,264
			1,650
			2,654
			2,227

2 款 総務費

甲第7号の2

2款 総務費 3項 選挙費

目	本年度 予算額 千円	前年度 予算額 千円	比較増(△)減 千円	本年度予算額の財源内訳		
				特別区債 千円	財源 千円	一般財源 千円
4 参議院議員 選挙費	260,962	0	260,962	250,404 都支出金 250,404		10,558

区分	金額 千円	説明	金額 千円
13 使用料及び賃借料	14,641	区議会議員選挙【選挙管理委員会事務局】	
17 備品購入費	594	1 投票所経費 2 開票所経費	28,468 11,259
18 負担金補助及び交付金	20,986	3 選挙公報発行経費 4 はがき郵送公営費 5 立候補関係事務費 6 期日前投票及び不在者投票 7 選挙啓発費 8 選挙執行事務費 9 ヒラ作成公営費 10 ポスター掲示場経費 11 選挙人名簿刷製関係費	3,339 101 920 55,658 2,166 9,449 744 61,101 11,027
1 報酬	8,794	参議院議員選挙【選挙管理委員会事務局】	260,962
7 報償費	43,915	1 投票所経費 2 開票所経費 3 ポスター掲示場経費	97,121 18,832 32,144
8 旅費	221	4 選挙公報発行 5 選挙人名簿刷製関係費	9,779 31,556
10 需用費	19,182	6 期日前投票及び不在者投票 7 選挙時啓発費	50,702 3,934
11 雑務費	55,341	8 選挙執行事務費	16,894
12 委託料	100,614		
13 使用料及び賃借料	8,981		
17 備品購入費	23,756		
18 負担金補助及び交付金	158		

令和5年第3回選挙管理委員会臨時会会議録			
開催日時	令和5年4月16日(日) 午後5時00分から 午後5時55分まで		
出席者	委員	本橋委員長、梅田委員長職務代理、小井委員、松島委員	
	事務局	石田局長、増田次長、中野選挙法規担当係長、清水主査	
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	2名
会議の結果 及び 主な発言	議案等		結果
	議案23号	投票記載所の氏名等掲示掲載順序を定めるくじについて	決定
	議案24号	選挙公報の掲載順序を定めるくじについて	決定
	臨3-1	選挙長の告示について	了承
委員長	これから令和5年第3回の臨時会を開会いたします。		
<投票記載所の氏名等掲示掲載順序を定めるくじについて>			
委員長	議案第23号 投票記載所の氏名等掲示掲載順序を定めるくじについて、事務局から説明をお願いします。		
局長	<p>まず、はじめに本日は傍聴人がいらっしゃいます。事前に委員長宛てに申請書の提出がありました。併せて傍聴人から撮影、録音を行う申請があり、委員長から許可を得ております。</p> <p>それでは、議案第23号 投票記載所の氏名等掲示掲載順序を定めるくじについてご説明いたします。</p> <p>根拠条文は、公職選挙法第175条及び区の選挙執行規程第89条です。</p> <p>くじはこれより、こちらの委員会室で行います。</p> <p>くじの手順については、議案第23号の「5 くじの手順」の(1)から(3)に記載の通りです。手順については後ほど詳しくご説明いたします。</p> <p>なお、抽選のてん末については、抽選録を作成し記録いたします。</p> <p>以上、議案第23号についての説明となります。</p>		
委員長	ありがとうございました。委員のみなさま、ご意見やご質問はありませんか。確認ですが、立候補の届出人数は午前中の69名から変更はありませんか。		
局長	69名で変わりはありません。		
委員長	氏名等掲示は1枚の紙に69人分すべて記載されるのですよね。どのように記載されるのでしょうか。		
選挙法規担当係長	1段に23名分を記載し、3段での構成となります。		
委員長	<p>その他、質問等はありませんか。無いようでしたら、これから氏名等掲示掲載順序を定めるくじを始めます。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>		
選挙法規担当係長	くじは、同形同色のくじ棒を用いて行います。くじは杉並区議会議員選挙に届け出た候補者の数と同数の69本であり、くじ棒の先端には1から69までの		

	番号が付されております。このくじ棒を確認していただいた後、筒の中に入れて混同し、立候補の届出順に候補者の氏名を読み上げ、1本ずつくじを引いていきます。この時引いたくじ棒の番号を読み上げた候補者の掲載順序となります。なお、掲載順序は、氏名等掲示の右端を第一順位とし、その左から順次第二順位以下とし掲載をいたします。
委員長	くじを引く順番はどのようにするのですか。
局長	委員長から始めて、梅田委員長職務代理、小井委員、松島委員の順番でお願いいたします。
委員長	わかりました。それでは、ただいまから公職選挙法第175条第3項、杉並区選挙執行規程第89条第1項の規定に基づき、令和5年4月23日執行の杉並区議会議員選挙における投票記載所に掲示する候補者氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行います。くじの方法については事務局からご説明いたしますけれども、さきほど説明した通りです。今日は傍聴の方がいらっしゃいますので、くじに立ち会っていただいた方として、くじの終了後、抽選録にご署名をいただきますので、どうかよろしくお願いいたします。
選挙法規担当係長	それでは、くじ棒の検認をお願いいたします。
委員長	検認しましたので、ただいまから氏名等掲示掲載順序を定めるくじを開始いたします。
局長	事務局長の私が立候補の届出順に候補者名を読み上げますので、順にくじを引いてください。
	(立候補の届出1番から69番まで順にくじを引く)
選挙法規担当係長	以上ですべての候補者のくじを引き終わりましたので、くじの結果を読み上げます。ご確認をお願いいたします。
	(くじの結果の読み上げ)
選挙法規担当係長	くじの結果の確認が終わりましたので、抽選録への署名をお願いします。
	(各自抽選録への署名)
委員長	杉並区議会議員選挙における投票記載所に掲示する候補者氏名等掲示の掲載順序が確定いたしました。それでは、以上をもちましてくじを終了いたします。
	<選挙公報の掲載順序を定めるくじについて>
委員長	続いて、議案第24号選挙公報の掲載順序を定めるくじについて、事務局から説明をお願いします。
局長	選挙公報の掲載順序を定めるくじについて、手順は先ほどの氏名等掲示掲載順序を定めるくじと基本的には同様です。 選挙公報の掲載順序については様式がございます。掲載文提出者が49名以上72名以下の場合、候補者の掲載順序は、杉並区選挙執行規程第83条に関する第23号様式六の通りとなります。 以上、議案第24号についての説明となります。
委員長	ありがとうございました。委員のみなさま、ご意見やご質問はありませんか。70・71・72番が空欄となるのですか。
局長	その部分は啓発面となります。

委員 長	<p>その他、質問等はありませんか。無いようでしたら、これから選挙公報の掲載順序を定めるくじを行いたいと思います。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
選挙法規 担当係長	<p>くじは同形同色のくじ棒を用いて行います。くじは杉並区議会議員選挙の届け出た候補者の数と同数の 69 本であり、くじ棒の先端には 1 から 69 までの番号が付されております。このくじ棒を確認していただいた後、筒の中に入れて混同し、立候補の届出順に候補者の氏名を読み上げ、1 本ずつくじを引いていきます。この時引いたくじ棒の番号が、読み上げた候補者の掲載順序となります。なお、掲載順序は先ほどご覧いただいた別紙様式第 23 号のとおりです。</p>
委員 長	<p>ただいまから、杉並区議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例第 5 条第 2 項及び杉並区選挙執行規程第 82 条及び第 83 条に基づき、令和 5 年 4 月 23 日執行の杉並区議会議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行います。なお、くじに立ち会っていただいた方として、くじの終了後、抽選録にご署名をいただきますので、よろしく願いいたします。</p>
選挙法規 担当係長	<p>それでは、くじ棒の検認をお願いいたします。</p>
委員 長	<p>検認しましたので、ただいまから選挙公報の掲載順序を定めるくじを開始いたします。</p> <p>今度は梅田職務代理から引いてください。</p>
局 長	<p>それでは、届出順に候補者名を読み上げますので、順にくじを引いてください。</p>
	<p>(立候補の届出 1 番から 69 番まで順にくじを引く)</p>
選挙法規 担当係長	<p>以上ですべての候補者のくじを引き終わりましたので、くじの結果を読み上げます。ご確認をお願いいたします。</p>
	<p>(くじの結果の読み上げ)</p>
選挙法規 担当係長	<p>くじの結果の確認が終わりましたので、抽選録への署名をお願いします。</p>
	<p>(各自抽選録への署名)</p>
委員 長	<p>杉並区議会議員選挙における選挙公報の掲載順序が確定いたしました。それでは、以上をもちましてくじを終了いたします。</p>
	<p><選挙長の告示について></p>
委員 長	<p>次は、報告臨 3-1 をお願いします。</p>
局 長	<p>こちらは選挙長の告示になります。</p> <p>杉並区議会議員選挙選挙長告示第 3 号をご覧ください。公職選挙法第 86 条の 4 第 1 項の規定により、令和 5 年 4 月 23 日執行の杉並区議会議員選挙において、令和 5 年 4 月 16 日に別紙のとおり候補者の届出がありましたので、本日付けで告示を行います。別紙には、届出番号順に候補者を記載した一覧を添付しております。</p> <p>以上、報告臨 3-1 の説明となります。</p>
委員 長	<p>ありがとうございました。委員のみなさま、ご意見やご質問はありませんか。</p> <p>区のホームページでは、いつから立候補者情報を閲覧できるようになるのですか。</p>

局 長	本日中に区のホームページに掲載いたします。
委員長	報告臨3-1についてはよろしいですか。
一同	報告了承。
	<その他>
委員長	本日の予定されている議案・報告は終了しましたが、その他にございますか。
局 長	特にありません。
委員長	では、最後に今後の予定等について確認をお願いします。
局 長	次回は4月20日の木曜日、定例会となります。内容は、選挙立会人の決定等が予定されております。 (議題書に沿って、4月17日以降の日程を確認)
委員長	その他、ご意見、ご質問などありませんか。無いようでしたら本日の委員会を終了します。



杉並区監査委員 御中

2024年4月30日

杉並区職員措置請求 第二 事実証明書

2023年4月実施の「杉並区議会議員選挙 選挙公報」の発行と配布の執行について

① 事実証明書のタイトルと実物か複写か②作成年月日③作成者④事実証明事項

甲第9号

- ① 陳述者 ○ の陳述内容にある「令和5年度 杉並区立男女平等推進センター啓発講座事業報告書」を情報公開請求し、杉並区からの「可否決定通知書」「令和5年度 杉並区立男女平等推進センター啓発講座事業報告書」を各々複写したもの。提出する事業報告書は、該当する講座「アップデートしませんか！？LGBTQ+理解促進講座」の箇所のみ。
- ② 「可否決定通知書」は、令和5年12月28日。「令和5年度 杉並区立男女平等推進センター啓発講座事業報告書」は、杉並区收受 令和5年12月8日。
- ③ 「可否決定通知書」は、杉並区長 岸本聡子。「令和5年度 杉並区立男女平等推進センター啓発講座事業報告書」は、企画運営団体の ちむぐる企画実行委員会 代表 美雲。
- ④ 事業報告書に記載の「杉並区議会が特に酷いのですが」とは、田中ゆうたろう議員を含む数名の議員を指し、「区民への不安・女性への不安を煽るチラシが前杉並区

議会議員(当時)から杉並区内の駅頭などで配れており」は田中ゆうたろ議員を指します。杉並区が決裁した事業報告書にも有るということで、当該選挙公報に記載されて、発行された、田中ゆうたろう氏の箇所が、「品位がなく」「性的少数者への差別助長」「性的少数者の生命の尊厳を傷つける内容」だということが、おわかりいただけます。

甲第10号

- ① 陳述者 ○ の陳述内容にある「先月3月15日参議院予算委員会において、立憲民主党 石川大我 議員が昨今のトランスジェンダーヘイトに関して政府に見解を求め岸田総理が答弁に立ちました。」の答弁箇所の引用元。インターネット配信のニュースの文章と、配信されているインターネットニュースの画面画像を複写したもの。
- ② ニュースの配信は、令和6年3月16日
- ③ 記事は、一般社団法人 fair 代表理事 松岡宗嗣。配信は、Yahoo! ニュース。
- ④ 令和6年3月15日の参議院予算委員会での岸田総理の答弁からも、当該選挙公報に記載されて、発行された、田中ゆうたろう氏の箇所が、「品位がなく」「性的少数者への差別助長」「性的少数者の生命の尊厳を傷つける内容」だということが、おわかりいただけます。

以上。

p. 2

杉並区監査委員御中

2024年4月30日

杉並区職員措置請求 第二 事実証明書

2023年4月実施の「杉並区議会議員選挙 選挙公報」の発行と配布の執行について

請求人

- A
- B
- C
- D
- E
- F
- G
- H
- I
- J
- K
- L
- M
- N
- P
- Q
- O

可否決定通知書

5情第191号
令和5年12月28日

○ 様

杉並区長 岸本 聡



令和5年12月21日に請求のありました情報の公開については、次のとおり決定しましたので、杉並区情報公開条例第10条第1項の規定に基づき通知します。

<p>1 情報の件名</p>	<p>《請求対象情報》 令和5年度 杉並区立男女平等推進センター啓発講座事業報告書</p> <p>《実施機関で特定した情報》</p> <p>(1) 令和5年度 杉並区立男女平等推進センター啓発講座事業報告書 講座名 レッツボウサイプロジェクト～男女共同参画のための防災講座～ (令和5年10月23日收受)</p> <p>(2) 令和5年度 杉並区立男女平等推進センター啓発講座事業報告書 講座名 『夫婦って我慢やケンカが当たり前?!』～パパママの対等で心地よい関係づくり～ (令和5年11月20日收受)</p> <p>(3) 令和5年度 杉並区立男女平等推進センター啓発講座事業報告書 講座名 「賢い子を育てるパパの育休」 (令和5年11月29日收受)</p> <p>(4) 令和5年度 杉並区立男女平等推進センター啓発講座事業報告書 講座名 炊飯器で料理!お父さんの褒められ時短メシ (令和5年12月4日收受)</p> <p>(5) 令和5年度 杉並区立男女平等推進センター啓発講座事業報告書 講座名 アップデートしませんか!? LGBTQ+理解促進講座 (令和5年12月8日收受)</p>
<p>2 決定の区分</p>	<p>一部公開します。</p>
<p>3 公開する日時・場所</p>	<p>日時：令和6年1月5日から令和6年2月5日まで(土日・祝日を除く。) 場所：政策経営部情報管理課情報公開係(区役所西棟2階)</p> <p>※ お越しの際は、この通知書を提示してください。</p>
<p>4 公開することができない理由</p>	<p>非公開とした箇所は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもの(他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され得るものを含む。)なので、杉並区情報公開条例第6条第1項第2号(個人に関する情報)に該当し、公開することができません。</p>
<p>5 公開できる予定</p>	<p></p>

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として(訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。)、処分の取消しの訴えを提

令和5年12月8日

令和5年度 杉並区立男女平等推進センター啓発講座事業報告書



企画運営団体名 ちむぐる企画実行委員会

代表者名 [Redacted] 美雲

受託した下記の事業が完了したので、報告します。

講座名	アップデートしませんか!? LGBTQ+理解促進講座		
講座の概要	<p>性的少数者への間違った知識や情報から、性的少数者を傷つけてしまったり、排除させないためにも、日本だけでなく国際的にも、社会で活躍する、下記に記載の性的少数者当事者監督：</p> <p>第1回目 映画「沖縄カミングアウト物語～かつきママのハグ×2珍道中！」松岡弘明 監督</p> <p>第2回目 映画「I Am Here～私たちはともに生きている～」浅沼智也 監督</p> <p>第3回目 映画「片袖の魚」東海林毅 監督</p> <p>と、 第3回目では、 「片袖の魚」の主演俳優 イシヅカユウさんを講座にお呼びして、各々の監督が撮影した性的少数者への理解促進映画を上映し、上映後には講座参加者を交えてトークイベントをし、受講者の方々へ正しい知識と情報を身に付けていただき、多様性に対する理解促進を行った。</p>		
日 時	第 1 回	第 2 回	第 3 回
	8月 26日 (土)	10月 14日 (土)	12月 6日 (土)
	14:00～16:30	14:00～16:30	14:00～16:30
タイトル	カミングアウトする時/されるとき、アナタだったら!?	私たちはともに生きている/トランスジェンダーとは	社会で生きる/トランスジェンダーとは
講 師	松岡弘明 監督	浅沼智也 監督	東海林毅 監督 主演俳優 イシヅカユウ
会 場	産業商工会館	産業商工会館	産業商工会館
託児の実施	なし	なし	あり 2名
教材費等の徴収	なし	なし	なし
応募状況	定員50名 受講決定54名 受講者35名	定員50名 受講決定31名 受講者 34名	定員50名 受講決定36名 受講者 32名

<裏面へ>

講座実施内容・
講座の様子・
成果等

・第1回目

タイトルは、【カミングアウトする時/される時、アナタだったら!?】

上映作品は、「沖縄カミングアウト物語〜かつきママのハグ×2珍道中!」です。

上映時間は、90分間です。

映画の内容は、LGBTQ+の当事者が、自分自身のセクシュアリティを受け入れるまでにどのような葛藤があったのか、どういう想いで家族や友人へのカミングアウトに至ったのか、そして、家族や友人は、カミングアウトを受けてどんな感情を抱き、どのような対話を経て、互いの絆が結び直されていったかを描いたドキュメンタリー作品です。

トークイベントの出演者は、松岡弘明 上映映画監督です。内容は、「映画を撮影して」と、「質疑応答」です。

・監督からはカツキママと家族・友人との現場でしかわからない暖かい交流のお話があり、心温まりました。

・受講者の皆さんから、カミングアウトに対する受け止め方などの質問もあり、映画を観て主演のカツキママを取り巻く人間像から、温かい気持ちになり、カミングアウトに対するケースバイケースの温かい心で接することの大切さを汲み取っていただけました。性的少数者でもある撮影監督をお呼びして開講できて、LGBTQ+理解促進ができて良かったです。

第1回目講座は、

定員50名に対して54名の申し込み。当日、会場に来られた受講者は35名でした。

・第2回目

タイトルは、【私たちはともに生きている/トランスジェンダーとは】です。

上映作品は、「I Am Here〜私たちはともに生きている〜」です。

上映時間は、59分間です。

映画の内容は、トランスジェンダー男性当事者による監督で、日本のGID/GD/トランスジェンダー当事者が日常生活で直面する不安や孤独感など複雑な問題にフォーカスし、多くの人に知ってもらうために制作した映画です。2004年より性別が変更できるGID特例法が施行されましたが、適用要件が高すぎることもあり、性別変更を望んでも要件を満たすことができずにいる当事者が少なからずいるという現状があります。戸籍上の性別を変更できないことで、精神的な苦痛を生じたり、社会生活をする上で偏見や差別に合うこともあります。監督自身の家族との関係やカミングアウトなどや、小さな視点から問題点を浮き彫りにし、性別に悩む様々な当事者達の想いを描いた作品です。トークイベントの出演者は、浅沼智也 上映映画監督です。内容は、「トランスジェンダー男性当事者として」「映画を撮影監督して」と、「質疑応答」。

・受講者の皆様へ「LGBTQ+の基礎知識」「トランスジェンダーに関する基礎知識」をトランスジェンダー男性当事者である上映映画監督とちむぐくる企画実行委員会メンバーである司会者から説明しました。

杉並区議会が特に酷いのですが、昨今の通称：LGBT理解増進法に関する議論からの間違ったトランスジェンダーの方々に対する情報から、トランスジェンダーの方々を排除しようとする動きがあります。例えば、「性自認」という言葉から「身体が男性のままでも、私は女性（性自認が女性）と言えば、身体は男性のまま女性用風呂・トイレに入れる」等の区民への不安・女性への不安を煽るチラシが前杉並区議会議員（当時）から杉並区内の駅頭などで配られており、現実、傷付いている当事者が多くおり、此の説明は必須と考へて、通称：LGBT理解増進法が立法化される時の国会・委員会での言質を元に、「身体が男性のままでは、女性用風呂・トイレに入れません」とわかりやすく説明し、受講者の皆様もよく理解できましたと申しておりました。

引き続き、上映後の質疑では「何故この様な映画を撮ったのか?」→答「正しい情報を広くお伝えしたい」、「LGBTQ+には、小児性愛者・動物性愛者は含まれるのか?」→答「LGBTQ+には、含まれない。性別表記であり、年齢や嗜好ではない。」等、活発に質問があり、受講者からは、LGBTQ+に対する理解の促進がされたと評価をいただきました。「LGBTQ+」の「Q+」についても、杉並区では議会において議員による質問で、「小児性愛」「動物性愛」が「Q+」に含まれるという誤認識による質問をしていたので、わかりやすく説明する必要があると考へておりました。講座では、「性自認により男性の身体のまま…」と「LGBTQ+のQ+」の二つの誤認識を受講者に丁寧にわかりやすく説明ができて、受講者からも良い評価をいただきました。

講座実施内容・
講座の様子・
成果等

此の二つの誤認識については重要なことなので、第3回目の講座でも取り上げております。

また、第2回目の講座では、事前申し込み無しで講座受講する方がいたため、事件が起きないように、気を張っていました。別の男性受講者が講座終了後に浅沼智也監督に質問で詰め寄るなど、セキュリティの大事さを痛感しました。

第2回目講座は、
定員50名に対して31名の申し込み。当日、会場に来られた受講者は34名

・第3回目

タイトルは、【 社会で生きる/トランスジェンダーとは 】です。

上映作品は、「片袖の魚」です。

上映時間は、34分です。

映画の内容は、自分を不完全な存在だと思い込み、自信を持ってないまま社会生活を送るひとりのトランス女性が新たな一歩を踏み出そうとする——。そんなささやかな瞬間の物語を、詩人・文月悠光の詩を原案として、ゲイ老人の性と苦悩を描いた『老ナルキソス』(2017)がレインボーリール東京や上海クィア映画祭などで最高賞を獲得し、以降に監督した作品も世界のLGBTQ+映画祭で高い評価を得ている東海林毅が丁寧に映像化した映画です。制作開始にあたっては、日本で初めてとなるトランスジェンダー女性当事者の俳優オーディションを開催。多数の応募者の中から主演に選ばれたのは、ファッションモデルとして活躍しているイシヅカユウ。これが映画初主演となる。音楽は蓮沼執太フィルでドラマーを務める尾嶋優(Jimanica)がオリジナル楽曲を提供。主題歌「RED FISH」の歌詞は原案の文月悠光が映画のために書き下ろした。また本作では新型コロナウイルス対策として少人数かつスピーディーな制作に対応するため、全編にわたりスマートフォン(Sony Xperia 1)1台のみで撮影が行われた作品です。トークイベントの出演者は、東海林毅 上映映画監督と、イシヅカユウ 上映映画主演俳優です。

内容は、「映画を撮影して」「トランスジェンダー女性当事者の主演俳優として」「質疑応答」です。

・受講者の皆様へ第2回目講座でも説明をした「LGBTQ+の基礎知識」「トランスジェンダーに関する基礎知識」を重要なことなので、トランスジェンダー女性当事者である主演俳優、性的少数者当事者の監督とちむぐる企画実行委員会メンバーである司会者から丁寧にわかりやすく話があり、上映後の質疑では「マイクロアグレッション」等の言葉に質疑もあり知識のアップデートができた、当事者の方々から話が聞けて良かったと、また今回の映画では映像の美しさにも良い評価があり、LGBTQ+理解の促進に繋がったと確信します。

第3回目講座は、定員50名に対して36名の申し込み。当日、会場に来られた受講者は32名

<アンケート集計結果を別紙添付してください>

配信:Yahoo!ニュース

<https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/58599ed17647d55622462dc837bded3e9c4bfdad>

記事:

松岡宗嗣一般社団法人 fair 代表理事

3/16(土) 18:44

岸田首相 トランスバッシング言説に初答弁「性自認の否定はあってはならない」

近年激化しているトランスジェンダーに対するバッシング言説をめぐって、岸田首相が国会で初めて答弁。「性自認(ジェンダーアイデンティティ)は多様で人それぞれ異なり、自己のジェンダーアイデンティティを否定されるようなことはあってはならない」と語った。

性自認の否定は「あってはならない」

立憲民主党の石川大我議員が 15 日、参議院予算委員会で「性自認(ジェンダーアイデンティティ)」をめぐり誤解や、トイレやお風呂などでの性別の取り扱いをめぐり誤った言説などについて質問した。

岸田首相は、性自認(ジェンダーアイデンティティ)という概念の捉え方についての質問に対し、「本人の意思で選択したり、変更したりできるものではない」と回答。

同性愛や両性愛などの性的指向と同様に、性自認も揺らいだり変化することはあるが、趣味嗜好のように選べるものではない。

しかし、SNS を中心に「男性が『自分は女性だ』とさえ言えば、女性として扱われるようになる」といった誤った言説が広がってしまっている。

石川議員は「単にその場で言い張るだけでは、女性として扱われるものではない。これは総理も共通認識か」と問うと、岸田首相は、性自認について「本人のその時々主張を指すものではなく、自身の性別についてのある程度の一貫性を持った認識」だと答弁した。

さらに、石川議員は一部の発言力のある人のうち、「そもそもトランスジェンダー女性性は『多様な男性の一類系だ』などと言う人がいる」ことを指摘。

他にも「トランスジェンダーは存在しない」「性同一性障害なんて科学的にありえない」といった言説が SNS や自治体の議会質問でも出てしまっていることを問題視。「これらは正確な性自認(ジェンダーアイデンティティ)の理解ではなく、当事者は苦しめられている」と語った。

これに対して岸田首相は、「ジェンダーアイデンティティは多様であり、人それぞれ異なるものであると認識しています」と回答。

昨年 2 月、元首相秘書官の差別発言などを受けて、岸田首相は性的マイノリティ当

事者らと面会をしている。

岸田首相は「家族に理解されず誰にも相談できない、心が許せる人間関係が築けず孤独だという事例や、性的マイノリティの方は自殺におけるハイリスク層だというお話を聞き、切実な想いを受け止めた」と語った。

その上で、質問の言説については「いわゆるトランスジェンダーの方々に対する誤解に基づく誹謗中傷など、性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別は許されないものであり、もとより自己のジェンダーアイデンティティを否定されるようなこともあってはならない」と回答した。

合理的な理由のない行動制限も「あってはならない」

続けて、石川議員は「トランスジェンダーの当事者と、トイレの盗撮をする犯罪者の見分けがつかないから、トランスジェンダーの方々の行動を制限すべき、そうした法律を作るべきだとする信じがたい意見が聞かれる」と指摘。

「万が一、こうした議論がまかり通るなら『ある国で日本人のふりをした人が罪を犯したら、日本人が入国禁止になる』という理屈が通ってしまいます」と語った。

これについて岸田首相は、「トランスジェンダーと自称しトイレに侵入して盗撮を行うなどの犯罪行為については、捜査機関などが現行法令に従い適切に対応する。その上で、合理的な理由なく、ジェンダーアイデンティティを理由に、特定の方々の行動を一律に制限することなどはあってはならない」と釘を刺した。

昨年 12 月に閣議決定された「こども大綱」には「性的指向及びジェンダーアイデンティティ等によって差別的取扱いを受けることがないようにする」と明記されている。石川議員は、「トランスジェンダーは存在しない」「性自認という概念は認めない」「トランスジェンダーは犯罪者と見分けがつかない」といった言説が「当事者のこどもたちを苦しめる主張」であり、「こども基本法や大綱に反するもの」だと語る。

さらに昨年、日本が議長国をつとめた G7 サミットの男女共同参画大臣コミュニケには「LGBTQIA+の人々の権利の後退に対する懸念を繰り返し表明する」とし、「バックラッシュや後退と戦うことへのコミットメントを表明する」と明記されたことを石川議員は指摘。

岸田首相は「こども大綱においても、こども若者が性的指向やジェンダーアイデンティティによって差別的取扱いを受けることがないようにするよう記載した」と回答し、改めてトランスジェンダーに対する誤解に基づく言説や、性的指向・ジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別や偏見はあってはならないと強調。「関係省庁においてしっかり対応していかなければならない」と答弁した。

昨年 10 月、法律上の性別を変更するために生殖機能を失くす手術を受けなければならないとする要件について、最高裁は「違憲」と判断した。これを受けて、国会は早急に「性同一性障害特例法」を改正しなければならない状況だ。

しかし、国会では一向に議論が進められる気配がなく、その一方で、この間トランスジェンダーに関する誤った認識やバッシングの言説は SNS だけでなく一般社会に

広がってしまっている。

当事者の実態や事実に沿った議論、そして今回の岸田首相の答弁をベースに、特例法の早急な改正が求められる。

ああ

news.yahoo.co.jp



Y!ニュース



毎日引けるくじ 今すぐ挑戦

ログイン>

岸田首相 トランスバッシング言説に初答弁 「性自認の否定はあってはならない」



松岡宗嗣 エキスパート | 一般社団法人fair
代表理事
3/16(土) 18:44

+ フォロー



岸田文雄・内閣総理大臣（筆者撮影）

近年激化しているトランスジェンダーに対するバッシング言説をめぐって、岸田首相が国会で初めて答弁。「性自認（ジェンダーアイデンティティ）は多様で人それぞれ異なり、自己のジェンダーアイデンティティを否定されるようなことはあってはならない」と語った。

p. 6

性自認の否定は「あってはならない」

立憲民主党の石川大我議員が15日、参議院予算委員会で「性自認（ジェンダーアイデンティティ）」をめぐる誤解や、トイレやお風呂などでの性別の取り扱いをめぐる誤った言説などについて質問した。

岸田首相は、性自認（ジェンダーアイデンティティ）という概念の捉え方についての質問に対し、「本人の意思で選択したり、変更したりできるものではない」と回答。

同性愛や両性愛などの性的指向と同様に、性自認も揺らいだり変化することはあるが、趣味嗜好のように選べるものではない。

しかし、SNSを中心に「男性が『自分は女性だ』とさえ言えば、女性として扱われるようになる」といった誤った言説が広がってしまっている。

石川議員は「単にその場で言い張るだけでは、女性として扱われるものではない。これは総理も共通認識か」と問うと、岸田首相は、性自認について「本人のその時々主張を指すものではなく、自身の性別についてのある程度の一貫性を持った認識」だと答弁した。

さらに、石川議員は一部の発言力のある人のうち、「そもそもトランスジェンダー女性は『多様な男性の一類系だ』などと言う人がいる」ことを指摘。

他にも「トランスジェンダーは存在しない」「性同一性障害なんて科学的にありえない」といった言説がSNSや自治体の議会質問でも出てしまっていることを問題視。「これらは正確な性自認（ジェンダーアイデンティティ）の理解ではなく、当事者は苦しめられている」と語った。

これに対して岸田首相は、「ジェンダーアイデンティティは多様であり、人それぞれ異なるものであると認識しています」と回答。

昨年2月、元首相秘書官の差別発言などを受けて、岸田首相は性的マイノリティ当事者らと面会をしている。

岸田首相は「家族に理解されず誰にも相談できない、心が許せる人間関係が築けず孤独だという事例や、性的マイノリティの方は自殺におけるハイリスク層だというお話を聞き、切実な想いを受け止めた」と語った。

その上で、質問の言説については「いわゆるトランスジェンダーの方々に対する誤解に基づく誹謗中傷など、性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別は許されないものであり、もとより自己のジェンダーアイデ

ンティティを否定されるようなこともあってはならない」と回答した。



立憲民主党・石川大我議員（筆者撮影）

合理的な理由のない行動制限も「あってはならない」

続けて、石川議員は「トランスジェンダーの当事者と、トイレの盗撮をする犯罪者の見分けがつかないから、トランスジェンダーの方々の行動を制限すべき、そうした法律を作るべきだとする信じがたい意見が聞かれる」と指摘。

「万が一、こうした議論がまかり通るなら『ある国で日本人のふりをした人が罪を犯したら、日本人が入国禁止になる』という理屈が通ってしまいます」と語った。

これについて岸田首相は、「トランスジェンダーと自称しトイレに侵入して盗撮を行うなどの犯罪行為については、捜査機関などが現行法令に従い適切に対応する。その上で、合理的な理由なく、ジェンダーアイデンティティを理由に、特定の方々の行動を一律に制限することなどはあってはならない」と釘を刺した。

昨年12月に閣議決定された「こども大綱」には「性的指向及びジェンダーアイデンティティ等によって差別的取扱いを受けることがないようにする」と明記されている。

石川議員は、「トランスジェンダーは存在しない」「性自認という概念は認めない」「トランスジェンダーは犯罪者と見分けがつかない」といった言説が「当事者のこどもたちを苦しめる主張」であり、「こども基本法や大綱に反するもの」だと語る。

さらに昨年、日本が議長国をつとめたG7サミットの男女共同参画大臣コミュニケには「LGBTQIA+の人々の権利の後退に対する懸念を繰り返し表明する」とし、「バックラッシュや後退と戦うことへのコミットメントを表明する」と明記されたことを石川議員は指摘。

る」と明記されたことを石川議員は指摘。

岸田首相は「こども大綱においても、こども若者が性的指向やジェンダーアイデンティティによって差別的取り扱いを受けることがないようにするよう記載した」と回答し、改めてトランスジェンダーに対する誤解に基づく言説や、性的指向・ジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別や偏見はあってはならないと強調。「関係省庁においてしっかり対応していかなければならない」と答弁した。

昨年10月、法律上の性別を変更するために生殖機能を失くす手術を受けなければならないとする要件について、最高裁は「違憲」と判断した。これを受けて、国会は早急に「性同一性障害特例法」を改正しなければならない状況だ。

しかし、国会では一向に議論が進められる気配がなく、その一方で、この間トランスジェンダーに関する誤った認識やバッシングの言説はSNSだけでなく一般社会に広がってしまっている。

当事者の実態や事実に沿った議論、そして今回の岸田首相の答弁をベースに、特例法の早急な改正が求められる。



杉並区監査委員 御中

2024年4月30日

杉並区職員措置請求 第三 事実証明書

2023年4月実施の「杉並区議会議員選挙 選挙公報」の発行と配布の執行について

①事実証明書のタイトルと実物か複写か②作成年月日③作成者④事実証明事項

甲第11号

① 陳述者 A の陳述にある「しかしながら、議員選出の委員が、今回問題とする選挙広報を掲載した当該候補(現区議)に、政策や信条において親和的である場合には、条例に則った判断をするのか、甚だ疑問である。

そのような疑いが本件では否定できない以上、「直接の利害を有して」いないと言
い難く、地方自治法第199条の2に規定する除斥事由の検討および個別外部監査
契約に基づく監査の検討を再度、求める。」に関して、X(旧 Twitter)における、監
査委員 小林ゆみ 議員の投稿。X(旧 Twitter)の画面画像の複写

②「2023年9月19日」と「2023年10月2日」

③不明ではあるが、X(Twitter)への投稿は、小林ゆみ議員本人であると思われる。

④ PZN の性的嗜好は表現の自由として認められているが、実際に行えば犯罪になる。

LGBTQ+は恋愛対象の性別と自分の性志向を軸としていて、実際に行っても
犯罪にならない。

「性自認がシスジェンダーな人の恋愛対象が異性のみ」という枠組みとは別の性志向全般を表している。

LGBT PZN の PZN とは、

- ・P:ペドフィリア(小児性愛)
- ・Z:ゾーフフィリア(動物性愛)
- ・N:ネクロフィリア(死体性愛)

LGBT と PZN をくっつけることでネガティブなイメージを LGBT に持たせ、差別と分断を促すためにポーランドの LGBTQ+ 反対派が作りました。

相手の同意のない犯罪は、LGBTQ+ には含まれません。

保守派がいう LGBTQ+ に PZN が含まれるかという質問は、世界中で議論され違ふと答えは出てるので、杉並区に聞くことではない。

保守派議員の不勉強か、差別妄想の押し付けなのである。上記を踏まえて、明らかに小林ゆみ議員は、田中ゆうたろう議員の擁護をしている。このような監査委員は、本件の監査からは、外すべきである。

以上。

杉並区監査委員御中

2024年4月30日

杉並区職員措置請求 第三 事実証明書

2023年4月実施の「杉並区議会議員選挙 選挙公報」の発行と配布の執行について

請求人

B
C
D
E
F
G
H
I
J
K
L
M
N
O
P
Q
A

← ポスト



小林ゆみ 政党無所属 杉並...
@yumi_kobayashi_

杉並区主催で行っている、「アップデートしませんか!? LGBTQ+理解促進講座」の案内チラシです。

結局、杉並区が言うところの「Q+」が死体性愛や小児性愛などを含むかどうかは先日の一般質問の答弁でハッキリしていないにもかかわらず、「アップデートしませんか?」と言われても戸惑ってしまいます。

結局、杉並区が言うところの「Q+」が死体性愛や小児性愛などを含むかどうかは先日の一般質問の答弁でハッキリしていないにもかかわらず、「アップデートしませんか?」と言われても戸惑ってしまいます。



12:58 · 2023/10/02 場所: Earth · 5.8

←

ポスト



小林ゆみ 政党無所属 杉並...

@yumi_kobayashi_

ゆうたろう議員は、「杉並区が言うLGBTQ +の+には具体的に何が入るのか?」と杉並区に質問していただけなのに、「差別発言はやめさせる!」と野次が飛んでいました。

🌐 えとせとら ... 2023/09/18

【杉並区議会のヤジがひどい】

議会とは、議員と理事者(答弁者)のみが発言し、それ以外の人間は静粛にするのがルールであるはず。ルールを守れない議員や傍聴者を制御するのは議長の仕事。ヤジラーも議長もルールを守れ。

←

ポスト

した。

🌐 えとせとら ... 2023/09/18

【杉並区議会のヤジがひどい】

議会とは、議員と理事者(答弁者)のみが発言し、それ以外の人間は静粛にするのがルールであるはず。ルールを守れない議員や傍聴者を制御するのは議長の仕事。ヤジラーも議長もルールを守れ。



2:51 · 2023/09/19 場所: Earth · 14万

6 杉選第 4 5 号
令和 6 年 5 月 1 日

杉並区監査委員 宛

杉並区選挙管理委員会

杉並区議会議員選挙における選挙公報の発行及び配布の予算執行に関する
住民監査請求に基づく監査の実施に伴う抗弁書の提出について

令和 6 年 4 月 1 5 日付け 6 杉監査第 3 9 号により通知のあった表記の件につ
いて、別紙のとおり提出します。

抗 弁 書

杉並区議会議員選挙における選挙公報の発行及び配布の予算執行に関する住民監査請求について、以下のとおり抗弁する。

1 杉並区議会議員選挙における選挙公報の発行について

公職選挙法第172条の2の規定によれば、市町村の議会の議員又は市町村長の選挙においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、同法第167条から第171条までの規定に準じて、条例に定めるところにより、選挙公報を発行することができる（なお、同法第266条の規定により、市に関する規定は、特別区に適用することとされている。）。

これを受け、区では、杉並区議会議員選挙における選挙公報の発行について「杉並区議会議員及び杉並区長の選挙における選挙公報の発行に関する条例」（以下「選挙公報条例」という。）を制定し、選挙公報条例第4条で選挙公報における品位保持について規定した上で、選挙公報条例第5条第1項で選挙公報の掲載文については「原文のまま」掲載すると規定している。

2 令和5年4月23日執行杉並区議会議員選挙における選挙公報の発行と配布の予算執行について

令和5年4月30日任期満了となる杉並区議会議員の選挙期日は、令和4年11月2日開催の選挙管理委員会で執行日を決定（議案第56号）、同年12月13日開催の同委員会において「令和5年4月23日執行 杉並区議会議員選挙執行計画」（以下「選挙執行計画」という。）を決定した（議案第60号）。この計画に基づき令和5年2月19日に立候補予定者説明会を開催し、同年3月13日から立候補届出書類等の事前審査を開始した（審査は4月15日終了）。

令和5年4月23日執行杉並区議会議員選挙における選挙公報の発行に関する予算執行については「選挙執行計画」に基づき、以下のとおり執行した。

（1）選挙公報掲載文原稿用紙等印刷請負契約

令和5年1月5日に契約を締結、同月17日に支出命令を行い、同月20日に62,535円を支払った。

（2）杉並区議会議員選挙の選挙公報印刷請負契約

令和5年1月13日付決裁により経理課長宛て契約依頼を行い、同月27日に契約を締結、同年4月1日に繰越明許に伴う支出負担行為、同月16日の立候補届出終了により公報紙面数が確定したため、同日に紙面数減に伴う契約変更を行う支出負担行為を行い、同年6月9日に支出命令を行い、同月22日に3,046,648円を支払った。

(3) 選挙公報の各戸配布委託（単価契約）

令和5年1月19日付決裁により経理課長宛て契約依頼を行い、同年2月6日に契約締結、同年4月1日に繰越明許に伴う支出負担行為、同年6月9日に支出命令を行い、同月20日に6,547,860円を支払った。

(4) 選挙公報等の配送委託（杉並区議会議員選挙）

令和5年4月1日に契約締結し、同年5月15日に支出命令を行い、同月19日に424,600円を支払った。なお、本契約は「選挙公報の各戸配布委託（単価契約）」の補完措置として区施設（区民センター、図書館、駅広報スタンド等）のほか、区内不在者投票指定施設（病院、老人ホーム等）、区内郵便局などの所要施設等へ配布したものである。

3 今回の措置要求に関する選挙管理委員会の見解

(1) 選挙公報に掲載する原稿の表現規制に対する考え方

日本国憲法第21条第1項は「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」と規定しており、これには事前抑制の禁止が含まれると考えられる。判例においても「表現行為に対する事前抑制は、表現の自由を保障し検閲を禁止する憲法21条の趣旨に照らし、厳格かつ明確な要件のもとにおいてのみ許容されうるものといわなければならない。」（北方ジャーナル事件（最大判昭和61年6月11日））とされている。

選挙公報条例第5条では、公職選挙法第169条第3項と同様に、選挙公報の掲載文については「原文のまま」掲載すると規定しているが、これは候補者の思想信条や主義・主張、有権者に伝える手続きを確保するためのもので、公権力からの不当な干渉を排除する意味合いを持つと解される。

従って、立候補者から提出された選挙公報の原稿については原則として、原文のまま印刷し発行する手続きをとっており、本件において原文のまま掲載したことに違法性は存在しない。

杉並区選挙執行規程（以下「選挙執行規程」という。）第79条は、「委員会 は、選挙公報条例第4条（選挙公報における品位保持）の規定に係る文言があると認めた場合は、候補者に対して、当該文言の訂正を求めることができる。」と規定しているが、選挙公報の掲載内容については、明らかな法令違反となるものであれば、当該法令による規制がありうるどころ、そのような内容でない限りは、原則として選挙運動の自由が尊重され、この規定により、選挙公報掲載申請を行った候補者に対して訂正を求めることはできない。選挙管理委員会による候補者への訂正要求は、選挙運動に対する「選挙干渉」として受け取られかねず、この観点からも事前規制になりかねない訂正を要求することには抑制的であるべきだと解する。

このような法令の趣旨は、戦前・戦中期における我が国での公権力による言論弾圧・粛清事件や思想統制政策への反省に立脚するもので、現行憲法体系下での表現規制には厳格な要件が求められていることから、当委員会において

も規制は、抑制的に行われるものであると理解する。

(2) 選挙公報の発行及び配布について

選挙公報の発行の手続きについて何ら違法・不当な点がないため、杉並区の契約及び支出に関する規定に基づき適正に予算執行を行ったものである。

4 杉並区職員措置請求書で主張されている請求人への反論

(1) 請求人は、「絵と文字の一体的表現」（以下「イラスト表現」という。甲第1号）を掲載した「杉並区議会議員選挙 選挙公報」を発行したことは選挙公報条例及び「杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」に違反する「差別助長表現」である旨主張するが、具体的にいかなる点がこれらの条例に違反するかが明らかでない。

当该区議会議員候補者は、選挙公報において「女性スペースに男を入れるな！「性自認条例」を改廃し女性の人権を守る」との主張と併せてイラスト表現を載せており、これは、選挙公報条例第4条にある「選挙公報における品位保持」に明らかに違反しているものとはいえず、同条例第5条第1項に従い発行したもので、請求人の主張する違反には当たらない。

(2) 請求人は、選挙管理委員会委員長及び各委員が選挙公報条例第4条の規定による責務を果たしていない旨主張するが、同条で規定する品位保持については、選挙公報条例第3条及び第5条第1項の規定により選挙公報原稿の掲載を申請した候補者がその責を負うもので、請求人の主張は当たらない。また、請求人は、選挙管理委員会委員長及び各委員が選挙公報条例第4条に規定する「選挙公報における品位保持」に当該イラスト表現が合致しているかの確認を怠り、個人の尊厳と名誉を傷つける差別助長表現の訂正を当该区議会議員候補者に求めずに選挙公報に掲載したことは選挙執行規程第79条に違反し、選挙公報発行経費の不当な支出であると主張するが、選挙公報の申請書類については事前審査の段階からチェック表を用いて丁寧な確認作業を行っている。

こうしたことから、本件においては、請求人が主張する「差別助長表現」を「人権侵害」と捉えるとしても、人権侵害とは「①特定の者に対して、②その有する人権を侵害する行為であり、③司法手続においても違法と評価される行為」と見なされ、当該イラスト表現は、4(1)で述べたとおり、当该区議会議員候補者の「性自認条例」を改正又は廃止するという主張をしており、少なくとも特定の個人に対してその尊厳と名誉を傷つけるものとはいえないため、当該選挙公報への掲載を行ったものである。

(3) 請求人は、今回の「選挙公報発行経費」の執行は、憲法第99条違反であると主張している。その趣旨は明らかでないが、以上4(1)及び(2)で

述べたとおり、本件に違法・不当な点はなく、憲法第99条に違反するものでもないため、「選挙公報発行経費」の不当な支出であるとの請求人の主張は当たらない。

(4) 「区政における損害の発生」について

請求人は「差別助長表現」が選挙行動に与えた影響は計り知れないと主張するが、具体的な内容は示されていない。

いずれにしても、本件選挙公報の発行に違法・不当な点はなく、区政における損害を発生させたということとはできない。

以上のとおり、選挙管理委員会は選挙公報条例及び選挙執行規程に基づき適正な手続きを経て予算執行を行っており、また、当該区議会議員候補者に係る選挙公報は、特定の個人の人権を侵害したのではなく、杉並区議会議員選挙における選挙公報の発行及び配布の予算執行に違法・不当な点はないため、選挙管理委員会委員長及び各委員並びに事務局長は、区民に対し謝罪や執行額の返還を含む責任を負うものではないことは明らかであり、請求人の主張は全て当たらないものと主張する。

ただし、請求人が主張する「基本的人権と個人の尊厳を保障する選挙公報の発行を行い、憲法を遵守して公正な選挙を実施すること」の部分については同意し、引き続き適正な選挙の執行に努めていく。

以上

資 料

○公職選挙法（抄）

発令 　　：昭和25年4月15日号外法律第100号

最終改正：令和4年11月28日号外法律第89号

改正内容：令和4年5月25日号外法律第52号[令和6年4月1日]

（政見放送における品位の保持）

第一百五十二条の二 公職の候補者、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等及び参議院名簿届出政党等は、その責任を自覚し、前条第一項又は第三項に規定する放送（以下「政見放送」という。）をするに当たっては、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも政見放送としての品位を損なう言動をしてはならない。

（選挙公報の発行）

第一百六十七条 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙においては、都道府県の選挙管理委員会は、公職の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を、選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。）ごとに、一回発行しなければならない。この場合において、衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院（選挙区選出）議員の選挙については、公職の候補者の写真を掲載しなければならない。

2 都道府県の選挙管理委員会は、衆議院（比例代表選出）議員の選挙においては衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、衆議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等を掲載した選挙公報を、参議院（比例代表選出）議員の選挙においては参議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、参議院名簿登載者の氏名、経歴及び写真（第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者にあつては、氏名、経歴及び当選人となるべき順位。次条第三項及び第一百六十九条第六項において同じ。）等を掲載した選挙公報を、選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。）ごとに、一回発行しなければならない。

3 選挙公報は、選挙区ごとに（選挙区がないときは選挙の行われる区域を通じて）、発行しなければならない。

4 特別の事情がある区域においては、選挙公報は、発行しない。

5 前項の規定により選挙公報を発行しない区域は、都道府県の選挙管理委員会が定める。

（掲載文の申請）

第一百六十八条 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙において公職の候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、その掲載文（衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては、その掲載文及び写真。次条第一項において同じ。）を添付し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から二日間（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日）に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）に、文書で申請しなければならない。

2 衆議院（比例代表選出）議員の選挙において衆議院名簿届出政党等が選挙公報にその名称及び略称、政見、衆議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等

の掲載を受けようとするときは、その掲載文を添付し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日に、中央選挙管理会に、文書で申請しなければならない。

- 3 参議院（比例代表選出）議員の選挙において参議院名簿届出政党等が選挙公報にその名称及び略称、政見、参議院名簿登載者の氏名、経歴及び写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文を添付し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から二日間に、中央選挙管理会に、文書で申請しなければならない。この場合において、当該参議院名簿届出政党等は、当該掲載文の二分の一以上に相当する部分に、第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者以外の参議院名簿登載者については、各参議院名簿登載者の氏名及び経歴を記載し、又は記録し、並びに写真を貼り付け、又は記録し、同項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者については、その他の参議院名簿登載者の氏名、経歴及び写真と区分して、優先的に当選人となるべき候補者である旨を表示した上で、各参議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位を記載し、又は記録すること等により、参議院名簿登載者の紹介に努めるものとする。
- 4 前三項の掲載文については、第一百五十五条の二の規定を準用する。

（選挙公報の発行手続）

第六十九条 参議院合同選挙区選挙について前条第一項の申請があつたときは、参議院合同選挙区選挙管理委員会は、その掲載文の写しをその選挙の期日前十一日までに、合同選挙区都道府県の選挙管理委員会に送付しなければならない。

- 2 衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙について前条第二項又は第三項の申請があつたときは、中央選挙管理会は、その掲載文の写しを衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつてはその選挙の期日前九日までに、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつてはその選挙の期日前十一日までに、都道府県の選挙管理委員会に送付しなければならない。
- 3 都道府県の選挙管理委員会は、前条第一項の申請又は前二項の掲載文の写しの送付があつたときは、掲載文又はその写しを、原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。この場合において、衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては当該選挙区における当該衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては参議院名簿登載者の数に応じて総務省令で定める寸法により掲載するものとする。
- 4 衆議院議員の選挙においては、小選挙区選出議員の選挙に係る選挙公報と比例代表選出議員の選挙に係る選挙公報は、別の用紙をもつて発行しなければならない。
- 5 参議院議員の選挙においては、比例代表選出議員の選挙に係る選挙公報と選挙区選出議員の選挙に係る選挙公報は、別の用紙をもつて発行しなければならない。
- 6 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員若しくは都道府県知事の選挙について一の用紙に二人以上の公職の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合、衆議院（比例代表選出）議員の選挙について一の用紙に二以上の衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、衆議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等を掲載する場合又は参議院（比例代表選出）議員の選挙について一の用紙に二以上の参議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、参議院名簿登載者の氏名、経歴及び写真等を掲載する場合においては、その掲載の順序は、都道府県の選挙管理委員会がくじで定める。

7 前条第一項の申請をした公職の候補者若しくはその代理人又は同条第二項若しくは第三項の申請をした衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の代表者若しくはその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

(選挙公報の配布)

第七十条 選挙公報は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会が、当該選挙に用うべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日前二日までに、配布するものとする。ただし、第百十九条第一項又は第二項の規定により同時に選挙を行う場合においては、第百七十二条の二の規定による条例の定める期日までに、配布するものとする。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、あらかじめ、都道府県の選挙管理委員会に届け出て、選挙公報につき、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによつて、同項の規定による配布に代えることができる。この場合においては、当該市町村の選挙管理委員会は、市役所、町村役場その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。

(選挙公報の発行を中止する場合)

第七十一条 第百条第一項から第四項までの規定に該当し投票を行うことを必要としなくなつたとき又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報発行の手続は、中止する。

(選挙公報に関しその他必要な事項)

第七十二条 第百六十七条から前条までに規定するもののほか、選挙公報の発行の手続に関し必要な事項は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が定める。

(任意制選挙公報の発行)

第七十二条の二 都道府県の議会の議員、市町村の議会の議員又は市町村長の選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。）においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、第百六十七条から第七十一条までの規定に準じて、条例で定めるところにより、選挙公報を発行することができる。

(特別区の特例)

第二百六十六条 この法律中市に関する規定は、特別区に適用する。この場合において、第三十三条第三項中「第六条の二第四項又は第七条第七項」とあるのは、「第二百八十一条の四第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）又は大都市地域における特別区の設置に関する法律(平成二十四年法律第八十号)第九条第二項」とする。

2 都の議会の議員の各選挙区において選挙すべき議員の数については、特別区の存する区域以外の区域を区域とする各選挙区において選挙すべき議員の数を、特別区の存する区域を一の選挙区とみなして定め、特別区の区域を区域とする各選挙区において選挙すべき議員の数を、特別区の存する区域を一の選挙区とみなした場合において当該区域において選挙すべきこととなる議員の数を特別区の区域を区域とする各選挙区に配分することにより定めることができる。

○杉並区議会議員及び杉並区長の選挙における選挙公報の発行に関する条例

昭和54年2月1日
条例第2号

改正 昭和57年12月1日条例第33号 平成6年3月24日条例第1号
平成7年3月14日条例第2号 平成10年3月25日条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第172条の2の規定により、杉並区議会議員（以下「議員」という。）及び杉並区長（以下「区長」という。）の選挙において選挙公報を発行し、もつて議員及び区長の候補者（以下「候補者」という。）の氏名、経歴、政見等を選挙人に周知させることを目的とする。

(選挙公報の発行)

第2条 議員及び区長の選挙においては、杉並区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を、選挙ごとに1回発行する。

(掲載の申請)

第3条 候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添えて、委員会の指定する期日までに、文書で委員会に申請しなければならない。

(選挙公報における品位保持)

第4条 前条の掲載文には、他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なう文言を記載してはならない。

(選挙公報の発行手続)

第5条 委員会は、第3条の申請があつたときは、その掲載文を原文のまま選挙公報に掲載する。

2 一の用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合においては、その掲載の順序は、委員会がくじで定める。

3 第3条の申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

(選挙公報の配布)

第6条 選挙公報は、当該選挙に用いる選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、当該選挙の期日の前日までに配布するものとする。

2 委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによつて、同項の規定による配布に代えることができる。この場合においては、委員会は、杉並区役所その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。

(選挙公報の発行を中止する場合)

第7条 法第100条第4項の規定に該当し投票を行うことを必要としなくなつたとき又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報発行の手続は、中止する。

(委任)

第8条 この条例に規定するもののほか、選挙公報の発行について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年12月1日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年3月24日条例第1号) 抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成6年法律第2号)による改正後の公職選挙法第13条第1項に規定する法律の施行の日(以下「法律の施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成7年3月14日条例第2号) 抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年3月25日条例第17号)

- 1 この条例は、平成10年6月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区議会議員及び杉並区長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までに告示された選挙については、なお従前の例による。

○杉並区選挙執行規程（抄）

平成16年6月3日
選管告示第11号

最終改正：令和5年11月22日選挙管理委員会告示第22号

第18章 選挙公報の発行

（選挙公報掲載の申請）

第76条 杉並区議会議員及び杉並区長の選挙における選挙公報の発行に関する条例（昭和54年杉並区条例第2号。以下「選挙公報条例」という。）第3条（掲載の申請）の規定により、候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときの申請は、当該選挙の期日の告示があった日に、委員会が交付する別記第20号様式の原稿用紙（委員会が提供する同様式の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下「原稿用紙」という。）に記載した掲載文2通及びおおむね6月以内に撮影した鮮明な候補者自身の無帽、無背景、正面向、上半身の手札型大の写真2葉（裏面に住所氏名及び撮影年月日を明記する。）又は記録した掲載文及び写真を添えて、別記第21号様式による申請書を委員会に提出しなければならない。

（選挙公報に関する申請の時間）

第77条 選挙公報に関する申請は、午前8時30分から午後5時までの間にしなければならない。

（掲載文の書き方）

第78条 掲載文は、原稿用紙によって記載し、又は記録しなければならない。

- 2 掲載文は、無彩色で記載し、又は記録しなければならない。
- 3 掲載文には、第76条の規定により掲載できる写真以外の写真は掲載できない。
- 4 掲載文は、通常使用する漢字、平仮名、片仮名、数字及び外国文字その他の文字並びに記号、符号、線、圈点等並びに図画、図、表、イラストレーション等を用いて記載し、又は記録しなければならない。ただし、氏名欄には通常使用する漢字、平仮名、片仮名、数字及び外国文字以外は使用することができない。
- 5 氏名欄には、候補者の氏名（令第89条（衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における立候補の届出書又は推薦届出書に記載すべき事項等）第5項の規定の適用を受けた場合においては、通称）を記載し、又は記録しなければならない。
- 6 前項に定めるもののほか、氏名欄には、候補者の年齢及び所属党派（所属党派がない場合は、無所属と記載し、又は記録することができる。）以外は記載し、又は記録することができない。

（掲載文の品位保持）

第79条 委員会は、選挙公報条例第4条（選挙公報における品位保持）の規定に係る文言があると認めた場合は、候補者に対して、当該文言の訂正を求めることができる。

（図画等の面積の制限）

第80条 掲載文に図画、図表、イラストレーション等を記載し、又は記録しようとする場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、当該候補者が原稿用紙に掲載文を載せることのできる面積のおおむね2分の1を超えてはならない。ただし、合計面積の計算に当たっては、当該候補者が第76条（選挙公報掲載の申請）の規定によ

り掲載することができる写真及び第78条（掲載文の書き方）第5項の氏名欄に係る面積は、当該合計面積に算入しない。

- 2 委員会は、第78条及び前項の規定に違反して記載し、又は記録した掲載文の申請があった場合又は文字等が著しく小さいとき若しくは著しく大きいとき、その他印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認めた場合は、候補者に対し、当該掲載文の記載又は記録の訂正を求めることができる。
- 3 候補者が前項の規定による求めに応じない場合は、委員会は、必要な訂正をすることができる。

（掲載文の修正及び撤回）

第81条 候補者が、既に申請した掲載文（写真を含む。）の修正又は撤回をしようとするときは、別記第22号様式による申請書（修正申請書の場合は、新たに記載し直した掲載文2通若しくは写真2葉又は記録し直した掲載文若しくは写真を添付すること。）を委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による修正又は撤回は、選挙公報掲載の申請期限経過後においては、これを行うことはできない。

（掲載文の選挙公報掲載順序決定のくじ）

第82条 掲載文（写真を含む。）を選挙公報に掲載する順序を定めるくじは、掲載申請書を提出した順序により行う。

- 2 前項のくじは、選挙公報に関する申請の時間を経過した後直ちに杉並区選挙管理委員会室（以下「委員会室」という。）又は委員会が別に定める場所で行う。ただし、委員会は、やむを得ない事由があると認めたときは、別に告示する日時及び場所で行う。

（選挙公報の様式）

第83条 選挙公報は、別記第23号様式による。

（選挙公報の印刷）

第84条 選挙公報は、黒色で印刷するものとする。

- 2 候補者は、選挙公報の印刷の体裁等について指定することができない。

（掲載文の返還）

第85条 既に提出した掲載文（写真を含む。）は、事由のいかんにかかわらず、返還しない。

（選挙公報発行手続の中止）

第86条 候補者が立候補の届出を却下され、死亡し、又は候補者であることを辞したときは、当該候補者の掲載文（写真を含む。）の掲載は中止する。ただし、選挙公報の発行手続に着手しているときは、この限りでない。

- 2 前項本文に掲げる事由が第76条（選挙公報掲載の申請）の規定により申請した全部の候補者について生じた場合において、選挙公報が配布前であるときは、その配布手続は中止する。

（選挙公報の訂正）

第87条 選挙公報の印刷に誤りがあったときは、告示をもって訂正する。

（選挙公報の余白利用）

第88条 選挙公報には、その余白に啓発又は棄権防止等のため選挙に関する標語等を掲載することができる。

○杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例

令和5年3月15日

条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、杉並区（以下「区」という。）において性の多様性が尊重される地域社会の実現を図るため、基本理念、性を理由とする差別等の禁止、区、区民及び事業者の責務並びにパートナーシップ制度その他の区が実施する性の多様性が尊重される地域社会の実現に関する施策の基本的事項について定め、もって全ての区民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的指向 自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。
- (2) 性自認 自己の性別についての認識をいう。
- (3) パートナーシップ関係 双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、継続的に協力し合い、共同生活を営むことを約した2者間の関係をいう。
- (4) パートナーシップ制度 第9条に定めるところにより、区長がパートナーシップ関係にある者からの届出を受理したことを証明する制度をいう。
- (5) 区民 区内に住み、働き、又は学ぶ人をいう。
- (6) 事業者 区内において、事業活動を行うものをいう。

(基本理念)

第3条 性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進は、性的指向又は性自認を内心にとどめることを希望する者の平穏な生活の確保に配慮しつつ、全ての区民が、性を理由とする差別等を受けないこと、性の多様性をめぐる個人としての尊厳が重んぜられること及び性別、性的指向、性自認等にかかわらず、自らの意思によって地域社会のあらゆる分野における活動に参画し、能力を発揮する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(性を理由とする差別等の禁止)

第4条 何人も、性を理由として不当な差別的取扱いをすることその他の性を理由として個人の権利利益を不当に侵害する行為をしてはならない。

- 2 何人も、正当な理由なく、本人の意に反して、性的指向若しくは性自認の表明を強制し、若しくは禁止し、又は性的指向若しくは性自認を明らかにしてはならない。

(区の責務)

第5条 区は、第3条に定める基本理念にのっとり、区民、事業者、国及び他の地方公共団体その他の関係機関等との連携を図りつつ、性の多様性が尊重される地域社会の実現に関する施策を実施する責務を有する。

(区民の責務)

第6条 区民は、性の多様性について理解を深めるとともに、区が実施する性の多様性が尊重される地域社会の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、性の多様性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、性を理由とする差別等の防止を図る等性の多様性に配慮するよう努めるとともに、区が実施する性の多様性が尊重される地域社会の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(相談体制の整備等)

第8条 区は、区民からの性を理由とする差別等に関する相談に的確に応ずるため、必要な体制の整備を図るものとする。

2 区民は、性を理由とする差別等について、区長に対し、苦情の申出をすることができる。

3 区長は、前項の規定により苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速に処理するものとする。

(パートナーシップ制度)

第9条 パートナーシップ関係にある者であって、規則で定める要件を満たすものは、規則で定めるところにより、これらの者がパートナーシップ関係にある旨を区長に届け出ることができる。

2 区長は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、当該届出を受理したことを証する書面を交付するものとする。

3 第1項の届出をした者であって、当該届出を受理したことを証するカードの交付を受けようとするものは、規則で定めるところにより、区長に申請することができる。

4 区長は、前項の申請があったときは、規則で定めるところにより、同項の申請をした者に対し、同項のカードを交付するものとする。

5 区は、区が実施する施策等において、パートナーシップ関係にある区民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目的とするパートナーシップ制度の趣旨を十分に尊重し、適切に対応するものとする。ただし、法令等の規定により実施する施策等においては、この限りでない。

6 前各項に定めるもののほか、パートナーシップ制度に関して必要な事項は、規則で定める。

(啓発活動)

第10条 区は、性の多様性に関する区民及び事業者の理解を深めるよう、広報その他の啓発活動を行うものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第9条及び次項から附則第4項までの規定は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(令和5年規則第15号で令和5年4月24日から施行)

2 杉並区事務手数料条例(平成12年杉並区条例第24号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

3 杉並区高齢者住宅条例(平成9年杉並区条例第26号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

4 杉並区営住宅条例(平成9年杉並区条例第27号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略